

令和 8 年 2 月第441回定例福井県議会議案
(令和 8 年度当初予算(案)関係)

福 井 県

目 次

第 1 号議案	令和 8 年度福井県一般会計予算	(1)
第 2 号議案	令和 8 年度福井県公債管理特別会計予算	(23)
第 3 号議案	令和 8 年度福井県用品等集中管理事業特別会計予算	(27)
第 4 号議案	令和 8 年度福井県災害救助基金特別会計予算	(31)
第 5 号議案	令和 8 年度福井県国民健康保険特別会計予算	(35)
第 6 号議案	令和 8 年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	(39)
第 7 号議案	令和 8 年度福井県営産業団地整備事業特別会計予算	(43)
第 8 号議案	令和 8 年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計予算	(47)
第 9 号議案	令和 8 年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	(51)
第 10 号議案	令和 8 年度福井県林業改善資金貸付金特別会計予算	(55)
第 11 号議案	令和 8 年度福井県県有林事業特別会計予算	(59)
第 12 号議案	令和 8 年度福井県駐車場整備事業特別会計予算	(63)
第 13 号議案	令和 8 年度福井県港湾整備事業特別会計予算	(67)
第 14 号議案	令和 8 年度福井県病院事業会計予算	(71)
第 15 号議案	令和 8 年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算	(77)
第 16 号議案	令和 8 年度福井県工業用水道事業会計予算	(79)
第 17 号議案	令和 8 年度福井県水道用水供給事業会計予算	(83)
第 18 号議案	令和 8 年度福井県臨海下水道事業会計予算	(87)
第 19 号議案	令和 8 年度福井県流域下水道事業会計予算	(91)

目 次

第 20 号議案	附属機関に関する条例の一部改正について	(95)
第 21 号議案	福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について	(97)
第 22 号議案	福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例の制定について	(103)
第 23 号議案	福井県行政手続条例の一部改正について	(111)
第 24 号議案	福井県公益認定等委員会条例の一部改正について	(115)
第 25 号議案	福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	(117)
第 26 号議案	福井県立体育施設の設置および管理に関する条例の一部改正について	(119)
第 27 号議案	福井県立武道館の設置および管理に関する条例の一部改正について	(125)
第 28 号議案	福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例の一部改正について	(137)
第 29 号議案	福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部改正について	(141)
第 30 号議案	福井県国民健康保険条例の一部改正について	(145)
第 31 号議案	福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部改正について	(149)
第 32 号議案	福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部改正について	(151)
第 33 号議案	福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について	(163)
第 34 号議案	福井県水道用水供給条例の一部改正について	(171)
第 35 号議案	福井県もりの学園の設置および管理に関する条例の廃止について	(173)
第 36 号議案	福井県営住宅条例の一部改正について	(175)
第 37 号議案	福井県立学校職員定数条例の一部改正について	(177)
第 38 号議案	市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について	(179)
第 39 号議案	福井県立学校設置条例の一部改正について	(181)
第 40 号議案	指定管理者の指定について	(183)

第41号議案	包括外部監査契約の締結について	(185)
--------	-----------------------	-------

第 1 号議案

令和 8 年度 福 井 県 一 般 会 計 予 算

令和 8 年度福井県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 501,168,107 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額および年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、報酬、職員手当および共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の

間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月20日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

第 1 表 歳入歳出予算		歳 入	(単位 千円)
款	項	金	額
1 県税			138,696,326
	1 県民税		38,465,619
	2 事業税		37,570,317
	3 地方消費税		29,111,870
	4 不動産取得税		2,095,843
	5 県たばこ税		861,238
	6 ゴルフ場利用税		200,882
	7 軽油引取税		3,444,954
	8 自動車税		11,636,467
	9 鉾区税		1,562
	10 固定資産税		1,138,116
	11 狩猟税		7,481
	12 核燃料税		14,161,977
2 地方消費税清算金			46,463,886
	1 地方消費税清算金		46,463,886
3 地方譲与税			18,892,308

款	項	金 額
	1 特別法人事業譲与税	17,430,720
	2 地方揮発油譲与税	1,189,325
	3 石油ガス譲与税	49,320
	4 自動車重量譲与税	145,721
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	76,786
	7 航空機燃料譲与税	435
4 地方特例交付金		4,621,000
	1 地方特例交付金	4,621,000
5 地方交付税		138,270,000
	1 地方交付税	138,270,000
6 交通安全対策特別交付金		130,000
	1 交通安全対策特別交付金	130,000
7 分担金および負担金		1,798,885
	1 負担金	1,798,885
8 使用料および手数料		5,518,075
	1 使用料	4,346,228
	2 手数料	1,171,847

9 国庫支出金		60,396,802
	1 国庫負担金	31,351,776
	2 国庫補助金	28,400,647
	3 委託金	644,379
10 財産収入		1,959,701
	1 財産運用収入	1,412,611
	2 財産売払収入	547,090
11 寄附金		1,992,585
	1 寄附金	1,992,585
12 繰入金		10,344,512
	1 特別会計繰入金	203,706
	2 公営企業会計繰入金	121,045
	3 基金繰入金	10,019,761
13 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
14 諸収入		30,372,027
	1 延滞金、加算金および過料等	101,983
	2 県預金利子	190,450
	3 貸付金元利収入	25,065,871

款	項	金 額
	4 受託事業収入	459,738
	5 収益事業収入	1,949,000
	6 利子割精算金収入	1
	7 雑入	2,604,984
15 県債		40,712,000
	1 県債	40,712,000
歳 入	合 計	501,168,107

歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 議会費	1 議会費	1,035,599
2 総務費	1 総務管理費	14,049,577
	2 企画費	14,720,517
	3 徴税費	3,284,810
	4 市町振興費	5,837,050
	5 選挙費	218,282
	6 防災費	2,363,113
	7 統計調査費	148,450
	8 人事委員会費	120,989
	9 監査委員費	145,056
3 民生費	1 社会福祉費	34,279,180
	2 児童福祉費	19,941,274
	3 生活保護費	467,047

款	項	金 額
	4 災害救助費	15,679
	5 自然保護費	430,765
4 衛生費		29,170,130
	1 公衆衛生費	17,975,616
	2 環境衛生費	1,147,556
	3 保健所費	154,541
	4 医薬費	9,892,417
5 労働費		1,648,095
	1 労政費	1,138,502
	2 職業訓練費	432,566
	3 労働委員会費	77,027
6 農林水産費		26,165,961
	1 農業費	10,105,732
	2 畜産業費	528,039
	3 農地費	8,771,881
	4 林業費	4,357,189
	5 水産業費	2,403,120
7 商工費		36,133,992

	1 商業費	29,190,700
	2 工鉱業費	4,562,670
	3 繊維産業費	23,788
	4 観光費	2,356,834
8 土木費		44,811,820
	1 土木管理費	6,305,810
	2 道路橋りょう費	21,149,302
	3 河川海岸費	11,955,060
	4 港湾費	3,165,409
	5 都市計画費	1,472,883
	6 住宅費	763,356
9 警察費		24,665,741
	1 警察管理費	22,268,037
	2 警察活動費	2,397,704
10 教育費		108,644,568
	1 教育総務費	20,110,725
	2 小中学校費	42,953,053
	3 高等学校費	22,397,183
	4 特別支援学校費	8,790,586

款	項	金 額
	5 大学費	5,894,380
	6 社会教育費	4,354,524
	7 保健体育費	4,144,117
11 災害復旧費		4,978,383
	1 農林水産施設災害復旧費	884,600
	2 土木施設災害復旧費	4,093,783
12 公債費		68,199,223
	1 公債費	68,199,223
13 諸支出金		59,192,806
	1 地方消費税清算金	29,579,596
	2 利子割交付金	426,004
	3 配当割交付金	1,120,868
	4 株式等譲渡所得割交付金	1,729,613
	5 法人事業税交付金	2,801,523
	6 地方消費税交付金	23,327,486
	7 ゴルフ場利用税交付金	140,623
	8 環境性能割交付金	67,091
	9 利子割精算金	2

14 予備費	1 予備費	500,000 500,000
歳 出 合 計		501,168,107

第 2 表

継 続 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良費 (一般県道常神三方線 若狭町常神～遊子地係 小川トンネル(仮称))	5,990,000	令和 8 年度	200,000
				令和 9 年度	2,600,000
				令和10年度	3,190,000
災害復旧費	土木施設災害復旧費	河川等災害復旧事業費 (一般国道 1 5 8 号 大野市上半原地係)	4,106,337	令和 8 年度	270,000
				令和 9 年度	534,000
				令和10年度	944,000
				令和11年度	714,000
				令和12年度	615,000
				令和13年度	1,029,337

第 3 表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 の 共 同 発 行 に よ っ て 生 ず る 連 帯 債 務	令和 8 年度～令和18年度	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額およびこれに対する利子相当額
総 合 福 祉 相 談 所 改 修 事 業 費	令和 9 年度	393,496
公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 推 進 事 業 費	令和 9 年度	16,725
県 議 会 議 員 選 挙 費	令和 9 年度	6,495
情 報 セ キ ュ リ テ ィ ク ラ ウ ド 事 業 費	令和 9 年度～令和14年度	470,800
路 線 バ ス 事 業 者 に お け る 外 国 人 材 確 保 事 業 費	令和 9 年度	18,200
原 子 力 広 報 研 修 施 設 映 像 シ ア タ ー 改 修 事 業 費	令和 9 年度	79,141
多 様 な 宿 泊 施 設 整 備 支 援 事 業 費	令和 9 年度	120,000
海 外 旅 行 会 社 と の 取 引 拡 大 推 進 事 業 費	令和 9 年度	12,600
馬 術 競 技 場 管 理 運 営 事 業 費	令和 9 年度～令和12年度	25,506
ラ イ フ ル 射 撃 場 管 理 運 営 事 業 費	令和 9 年度～令和12年度	19,650
ア ー チェリー・クライミングセンター管理運営事業費	令和 9 年度～令和12年度	37,236
ク レ ー 射 撃 場 管 理 運 営 事 業 費	令和 9 年度～令和12年度	20,000
若 狭 湾 エ ネ ル ギ ー 研 究 セ ン タ ー 管 理 運 営 事 業 費	令和 9 年度～令和12年度	2,136,176
県 有 施 設 照 明 L E D 化 事 業 費	令和 9 年度～令和19年度	926,920
ふ く い 健 康 の 森 改 修 事 業 費	令和 9 年度	67,385

事 項	期 間	限 度 額
医 師 確 保 修 学 資 金 貸 付 金	令和9年度～令和13年度	185,601
陽 子 線 が ん 治 療 資 金 利 子 補 給	令和9年度～令和13年度	619
薬 剤 師 確 保 修 学 資 金 貸 付 金	令和9年度	4,000
県 制 度 融 資 利 子 補 給	令和9年度～令和11年度	40,000
県 制 度 融 資 保 証 料 補 給	令和9年度～令和13年度	103,287
県 制 度 融 資 損 失 補 償	令和8年度～令和19年度	94,400
福 井 県 産 業 情 報 セ ン タ ー 管 理 運 営 事 業 費	令和9年度～令和12年度	514,879
福 井 県 中 小 企 業 産 業 大 学 校 管 理 運 営 事 業 費	令和9年度～令和12年度	223,843
勤 労 者 住 宅 資 金 （ 生 活 支 援 分 ） 利 子 補 給	令和9年度～令和13年度	16,204
離 転 職 者 等 能 力 開 発 推 進 事 業 費	令和9年度～令和10年度	27,784
ふ く い 高 度 外 国 人 材 等 活 躍 応 援 事 業 費	令和9年度	3,000
海 外 ク ル ー ズ 客 船 誘 致 拡 大 事 業 費	令和9年度	6,634
ビ ジ ネ ス 支 援 セ ン タ ー 運 営 事 業 費	令和9年度～令和13年度	800,000
越 前 も の づ く り の 里 プ ロ ジ ェ ク ト 事 業 費	令和9年度～令和12年度	52,398
サ ン ド ー ム 福 井 大 規 模 修 繕 事 業 費	令和9年度	365,880
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給	令和9年度～令和28年度	43,362
農 業 経 営 支 援 資 金 利 子 補 給	令和9年度～令和13年度	2,379
農 地 中 間 管 理 事 業 資 金 借 入 金 損 失 補 償	令和8年度～令和12年度	7,000

養殖業生産拡大支援事業費	令和11年度～令和17年度	6,416
漁業近代化資金利子補給	令和9年度～令和29年度	67,963
漁業経営維持安定資金利子補給	令和9年度～令和18年度	4,325
水産業振興資金利子補給	令和9年度～令和13年度	6,477
新規漁業就業者定着支援資金貸付金	令和9年度～令和11年度	9,620
漁業経営維持安定資金損失補償	令和8年度～令和19年度	4,185
土地改良事業費	令和9年度～令和10年度	174,330
農地防災事業費	令和9年度～令和10年度	835,000
道路新設改良事業費	令和9年度	1,090,000
道路維持事業費（県単）	令和9年度～令和19年度	630,000
橋りょう新設改良事業費	令和9年度	100,000
河川改良事業費	令和9年度	1,065,500
河川改良事業費（県単）	令和9年度～令和10年度	305,670
街路事業費	令和9年度	210,000
トリムパークかなづ管理運営事業費	令和9年度～令和12年度	100,580
奥越ふれあい公園管理運営事業費	令和9年度～令和12年度	66,872
若狭総合公園管理運営事業費	令和9年度～令和12年度	59,064
県営住宅管理運営事業費	令和9年度～令和12年度	893,776
県立学校タブレット活用推進事業費	令和9年度	357,500

事 項	期 間	限 度 額
県 立 学 校 施 設 リ フ レ ッ シ ュ 事 業 費	令和 9 年度	947,321
県 立 学 校 体 育 館 空 調 整 備 事 業 費	令和 9 年度	62,254
技 能 試 験 車 両 更 新 事 業 費	令和 9 年度	39,729

第4表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
出納管理費	15,000	普通貸借または 証 券 発 行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率)	償 還 年 限 3 0 年 以 内 (うち据置期間5年以内) その他の事項 (1) 工事または財政その他の都合により、 起債額の全部または一部を翌年度に繰延 起債することができる。 (2) 本債の償還は、毎年度2期に分け各半 年分を支払う。ただし、1期に満たない 端数があるときは日割計算による。 (3) 本債は、その融通条件により変更する ことができる。 (4) 財政の都合もしくは政府資金またはそ の他の融通条件により、償還年限を変更 し、または繰上償還し、あるいは低利借 換することができる。繰上償還は、据置 期間中にもすることができる。 (5) 本債は、県税、その他の歳入をもって 償還する。
県庁舎改修事業費	424,000	//	//	
合同庁舎改修事業費	11,000	//	//	
国際交流事業費	3,000	//	//	
北陸新幹線建設事業費	840,000	//	//	
地域鉄道支援事業費	21,000	//	//	
企画調整事業費	305,000	//	//	
県税賦課徴収費	76,000	//	//	
被災者生活再建支援基金拠出金	337,000	//	//	
ふくい健康の森整備費	92,000	//	//	
老人福祉施設整備事業費	19,000	//	//	
障がい者福祉施設整備事業費	86,000	//	//	
身体障がい者福祉事業費	32,000	//	//	
障がい者自立支援推進費	4,000	//	//	
児童厚生施設費	895,000	//	//	

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
児童福祉施設整備事業費	93,000	普通貸借または 証 券 発 行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率)	償 還 年 限 30 年 以 内 (うち据置期間5年以内)
自然公園施設整備事業費	25,000	//	//	
県民健康センター運営費	2,000	//	//	
食肉検査費	4,000	//	//	
産業廃棄物処理対策費	6,000	//	//	
環境基本計画推進事業費	5,000	//	//	
健康福祉センター改修事業費	4,000	//	//	
産業人材育成推進費	6,000	//	//	
農政諸費	9,000	//	//	
園芸生産振興事業費	7,000	//	//	
水田農業対策事業費	7,000	//	//	
主要農作物採種管理費	6,000	//	//	
普及指導員活動費	10,000	//	//	
農業担い手育成対策費	38,000	//	//	
農業試験場運営費	9,000	//	//	
農地総務諸費	3,000	//	//	
土地改良事業費	1,055,000	//	//	
農地防災事業費	692,000	//	//	

林業労働力対策費	6,000	//	//	
林道事業費	130,000	//	//	
治山事業費	634,000	//	//	
総合グリーンセンター費	2,000	//	//	
漁業資源調査船「福井丸」建設事業費	1,171,000	//	//	
栽培漁業センター運営費	2,000	//	//	
内水面総合センター運営費	7,000	//	//	
漁港建設事業費	250,000	//	//	
地場産業振興対策事業費	20,000	//	//	
工業技術センター運営費	9,000	//	//	
観光施設整備事業費	396,000	//	//	
建築指導費	257,000	//	//	
道路事業費	7,543,000	//	//	
国直轄道路事業費	3,706,000	//	//	
河川事業費	2,454,000	//	//	
国直轄河川事業費	5,597,000	//	//	
砂防事業費	438,000	//	//	
海岸保全事業費	103,000	//	//	
港湾建設事業費	307,000	//	//	
国直轄港湾事業費	513,000	//	//	
空港建設事業費	21,000	//	//	
空港対策費	105,000	//	//	
空港整備費	30,000	//	//	
街路事業費	224,000	//	//	

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園緑地事業費	26,000	普通貸借または 証 券 発 行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率)	償 還 年 限 3 0 年 以 内 (うち据置期間5年以内)
県営住宅建設費	308,000	//	//	
庁舎維持管理費	1,000	//	//	
一般整備費	25,000	//	//	
車輛等整備費	50,000	//	//	
警察署庁舎建設費	522,000	//	//	
刑事活動費	49,000	//	//	
交通安全施設整備費	774,000	//	//	
事務局管理費	55,000	//	//	
教育指導管理費	373,000	//	//	
高等学校整備費	4,895,000	//	//	
特別支援学校整備費	42,000	//	//	
県立大学施設整備費	1,761,000	//	//	
社会教育総務管理費	4,000	//	//	
文化施設整備費	449,000	//	//	
図書館管理費	3,000	//	//	
スポーツ振興費	30,000	//	//	
保健体育管理費	4,000	//	//	

体育施設整備費	392,000	//	//	
現年発生耕地災害復旧費（公共）	9,000	//	//	
現年発生漁港災害復旧費（公共）	59,000	//	//	
現年発生治山施設災害復旧費（公共）	16,000	//	//	
過年発生河川等災害復旧費（公共）	333,000	//	//	
現年発生河川等災害復旧費（公共）	900,000	//	//	
河川等災害復旧費（県単）	500,000	//	//	
現年発生港湾災害復旧費（公共）	66,000	//	//	
合 計	40,712,000			

第2号議案

令和8年度 福井県公債管理特別会計予算

令和8年度福井県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,258,697千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	千円 23,043,000	普通貸借または 証 券 発 行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限20年以内 (うち据置期間5年以内)

令和8年2月20日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算 歳 入 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 繰入金		80,215,697
	1 一般会計繰入金	67,992,697
	2 基金繰入金	12,223,000
2 県債		23,043,000
	1 県債	23,043,000
歳 入 合 計		103,258,697

歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 公債費		103,258,697
	1 公債費	103,258,697
歳 出 合 計		103,258,697

第 3 号 議 案

令和 8 年度 福 井 県 用 品 等 集 中 管 理 事 業 特 別 会 計 予 算

令和 8 年度福井県用品等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ277,850千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算 歳 入 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 使用料および手数料	1 使用料	51,867 51,867
2 財産収入	1 財産売払収入	169,562 169,562
3 繰越金	1 繰越金	269 269
4 諸収入	1 雑入	56,152 56,152
歳 入 合 計		277,850

歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 用品等集中管理費		277,850
	1 用品調達費	187,089
	2 自動車管理費	34,608
	3 文書事務管理費	56,153
歳 出 合 計		277,850

第 4 号 議 案

令和 8 年度 福 井 県 災 害 救 助 基 金 特 別 会 計 予 算

令和 8 年度福井県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,254千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算 歳 入 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 財産収入		3,950
	1 財産運用収入	3,950
2 繰入金		11,304
	1 一般会計繰入金	11,304
歳 入 合 計		15,254

歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 民生費		15,254
	1 災害救助基金	15,254
歳 出 合 計		15,254

第 5 号 議 案

令和 8 年度 福 井 県 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

令和 8 年度福井県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,356,571千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算		歳 入	(単位 千円)
款	項	金	額
1 分担金および負担金	1 負担金		15,096,553
			15,096,553
2 国庫支出金	1 国庫負担金		14,497,017
			10,208,822
	2 国庫補助金		4,288,195
3 前期高齢者交付金	1 前期高齢者交付金		24,477,599
			24,477,599
4 共同事業交付金	1 共同事業交付金		193,718
			193,718
5 財産収入	1 財産運用収入		39,152
			39,152
6 繰入金	1 他会計繰入金		4,052,532
			3,173,811
	2 基金繰入金		878,721
歳 入 合 計			58,356,571

歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 民生費		58,356,571
	1 国民健康保険費	58,356,571
歳 出 合 計		58,356,571

第 6 号 議 案

令和 8 年 度 福 井 県 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 特 別 会 計 予 算

令和 8 年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,960千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、次表「債務負担行為」による。

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
母子福祉資金貸付金	令和 9 年度～令和13年度	41,062 ^{千円}
父子福祉資金貸付金	令和 9 年度～令和13年度	7,758
寡婦福祉資金貸付金	令和 9 年度～令和13年度	7,824

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金	千円 20,000	普 通 貸 借	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉 法第37条第 2 項の規定により 償還する。

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算 歳 入 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 財産収入	1 財産運用収入	7 7
2 繰入金	1 一般会計繰入金	12,079 12,079
3 繰越金	1 繰越金	5,637 5,637
4 諸収入	1 貸付金元利収入 2 雑入	29,237 29,126 111
5 県債	1 県債	20,000 20,000
歳 入 合 計		66,960

歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 民生費		66,960
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	66,960
歳 出 合 計		66,960

第 7 号議案

令和 8 年度 福井県営産業団地整備事業特別会計予算

令和 8 年度福井県営産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,105,963 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、次表「債務負担行為」による。

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
県営産業団地整備事業費	令和 9 年度	4,646,275 ^{千円}

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 営 産 業 団 地 整 備 費 事 業	千 円 1,904,000	普通貸借または 証 券 発 行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 30 年以内 (うち据置期間 5 年以内)

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算 歳 入 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 繰入金		249,683
	1 一般会計繰入金	249,683
2 諸収入		952,280
	1 雑入	952,280
3 県債		1,904,000
	1 県債	1,904,000
歳 入 合 計		3,105,963

歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 商工費		3,105,963
	1 県営産業団地整備費	3,105,963
歳 出 合 計		3,105,963

第 8 号 議 案

令和 8 年度 福 井 県 中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 金 特 別 会 計 予 算

令和 8 年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ320,225千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算 歳 入 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 財産収入		132
	1 財産運用収入	132
2 繰入金		8,194
	1 一般会計繰入金	8,194
3 諸収入		311,899
	1 貸付金元利収入	311,899
歳 入 合 計		320,225

歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 商工費		320,225
	1 中小企業支援資金貸付金	320,225
歳 出 合 計		320,225

第 9 号 議 案

令和 8 年度 福 井 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 金 特 別 会 計 予 算

令和 8 年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,057千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算 歳 入 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 財産収入		138
	1 財産運用収入	138
2 繰入金		125
	1 一般会計繰入金	125
3 繰越金		100,961
	1 繰越金	100,961
4 諸収入		2,833
	1 貸付金元利収入	2,833
歳 入 合 計		104,057

歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 農林水産費		104,057
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	104,057
歳 出 合 計		104,057

第10号議案

令和8年度 福井県林業改善資金貸付金特別会計予算

令和8年度福井県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,429千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算 歳 入 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 繰入金		695
	1 一般会計繰入金	695
2 繰越金		90,484
	1 繰越金	90,484
3 諸収入		14,250
	1 貸付金元利収入	14,250
歳 入 合 計		105,429

歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 農林水産費		105,429
	1 林業改善資金貸付金	105,429
歳 出 合 計		105,429

第11号議案

令和8年度 福井県県有林事業特別会計予算

令和8年度福井県県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,097,048千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算 歳 入 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 使用料および手数料	1 使用料	71 71
2 国庫支出金	1 国庫補助金	199,452 199,452
3 財産収入	1 財産売払収入	139,939 139,939
4 繰入金	1 一般会計繰入金	757,586 757,586
歳 入 合 計		1,097,048

歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 農林水産費		1,097,048
	1 県有林費	1,097,048
歳 出 合 計		1,097,048

第12号議案

令和8年度 福井県駐車場整備事業特別会計予算

令和8年度福井県駐車場整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,945千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、次表「債務負担行為」による。

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
福井駅西口地下駐車場 管 理 運 営 事 業 費	令和9年度～令和12年度	千円 243,284

令和8年2月20日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算 歳 入 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 使用料および手数料		89,258
	1 使用料	89,258
2 繰入金		43,687
	1 一般会計繰入金	43,687
歳 入 合 計		132,945

歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 土木費		132,945
	1 駐車場整備費	132,945
歳 出 合 計		132,945

第13号議案

令和8年度 福井県港湾整備事業特別会計予算

令和8年度福井県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,980,439千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾施設整備事業費	千円 1,496,000	普通貸借または 証 券 発 行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)

令和8年2月20日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算 歳 入 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 使用料および手数料	1 使用料	475, 141 475, 141
2 国庫支出金	1 国庫補助金	15, 218 15, 218
3 財産収入	1 財産売払収入	14, 250 14, 250
4 繰入金	1 一般会計繰入金	843, 470 843, 470
5 諸収入	1 雑入	136, 360 136, 360
6 県債	1 県債	1, 496, 000 1, 496, 000
歳 入 合 計		2, 980, 439

歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 土木費		2,980,439
	1 港湾費	2,980,439
歳 出 合 計		2,980,439

第14号議案

令和8年度 福井県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度福井県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

県立病院	県立すこやかシルバー病院	計
737床	100床	837床

(2) 年 間 患 者 数

	県立病院	県立すこやかシルバー病院	計
入院	202,606人	32,850人	235,456人
外来	282,665人	11,171人	293,836人

(3) 1 日平均患者数

	県立病院	県立すこやかシルバー病院	計
入院	555人	90人	645人
外来	1,154人	45人	1,199人

(4) 主な建設改良事業

陽子線がん治療センター治療装置更新	738,100千円
無停電電源装置更新工事	128,535千円

照 明 設 備 更 新 849,058千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	29,151,542千円
第1項 医 業 収 益	24,527,420千円
第2項 医 業 外 収 益	4,502,211千円
第3項 特 別 利 益	121,911千円
支 出	
第1款 病 院 事 業 費 用	29,604,003千円
第1項 医 業 費 用	29,015,422千円
第2項 医 業 外 費 用	588,581千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,542,972千円は、損益勘定留保資金1,542,972千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	4,610,939千円
第1項 企 業 債	2,169,000千円
第2項 医 師 公 舎 敷 金 返 還 金	2,759千円
第3項 繰 入 金	2,435,220千円

第4項 寄 附 金 3,960千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 6,153,911千円

第1項 建 設 改 良 費 2,721,242千円

第2項 企 業 債 償 還 金 3,430,223千円

第3項 投 資 2,446千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立病院建設事業 (病棟南ナース系統外調機更新工事)	令和9年度	124,531千円
すこやかシルバー病院建設事業 (空調機器更新工事)	令和9年度	80,608千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立病院 施設改良事業	1,062,000千円	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
器 械 備 品	1,107,000千円	//	//	償還年限10年以内 (うち据置期間1年以内)

(ただし、利率見直し方式で
借り入れる政府資金及び地
方公共団体金融機構資金に
ついて、利率の見直しを行
った後においては、当該見
直し後の利率)

その他の事項
(1) 工事またはその他の都合により、起債額の全部または一部を翌年度に繰延起債することができる。
(2) 本債の償還は、毎年度2期に分け、各半年分を支払う。ただし、1期に満たない端数があるときは、日割計算による。
(3) 本債は、その融通条件により変更することができる。
(4) 企業財政の都合もしくは政府資金またはその他の融通条件により、償還年限を変更し、または繰上償還し、あるいは低利借換することができる。繰上償還は、据置期間中にもすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における医業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 12,528,069千円

(2) 交 際 費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,407,724千円と定める。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

第15号議案

令和8年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度福井県臨海工業用地等造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業 付 帯 工 事 費 496,784千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 造 成 事 業 収 益 10,244千円

第1項 営 業 外 収 益 10,244千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額845,660千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入 109,714千円

第1項 貸 付 金 返 還 金 109,714千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 955,374千円

第1項 福井臨海工業用地等
造成事業費 955,374千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 30,318千円

(2) 交際費 177千円

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田 嵩 人

(総 則)

第1条 令和8年度福井県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	県営第一工業用水道	9 ヲ所	
	福井臨海工業用水道	51 ヲ所	
(2) 給 水 量	県営第一工業用水道	11,194,550 m ³ /年	30,670 m ³ /日
	福井臨海工業用水道	13,044,735 m ³ /年	35,739 m ³ /日

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	1,004,925千円
第1項 営 業 収 益	788,248千円
第2項 営 業 外 収 益	216,677千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	855,422千円
第1項 営 業 費 用	855,422千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出のうち第一工業用水道設備改良費195,050千円および臨海工業用水道設備改良費150,099千円は、建設改良積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,204,564千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	67,683千円
第1項 負担金	67,683千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,617,396千円
第1項 長期借入金返還金	109,714千円
第2項 第一工業用水道設備改良費	195,050千円
第3項 臨海工業用水道設備改良費	1,244,949千円
第4項 臨海工業用水道建設	67,683千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
2号送水ポンプ更新工事	令和9年度	155,925千円
九頭竜水管橋補修工事	令和9年度	43,054千円
舟橋取水ポンプ(2号)分解整備工事	令和9年度	58,245千円
舟橋取水ポンプ盤(3号)修繕工事	令和9年度	22,242千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 79,449千円

(2) 交 際 費 105千円

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

第17号議案

令和8年度 福井県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度福井県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 量	坂井地区水道	13,283,810 m ³ /年	36,394 m ³ /日
	日野川地区水道	18,943,500 m ³ /年	51,900 m ³ /日

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	3,519,254千円
第1項 営業収益	2,972,084千円
第2項 営業外収益	547,170千円

支 出

第1款 水道事業費用	3,467,153千円
第1項 営業費用	3,351,087千円
第2項 営業外費用	116,066千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,068,543千円は、過年度分損益勘

定留保資金で補てんするものとする。).

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	14,376千円
第1項 国 庫 補 助 金	14,376千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,082,919千円
第1項 企 業 債 償 還 金	505,868千円
第2項 坂井地区水道用水供給事業設備改良費	679,901千円
第3項 日野川地区水道用水供給事業設備改良費	897,150千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
濃 縮 槽 改 築 工 事	令和9年度	35,970千円
沈 砂 池 兼 着 水 井 改 築 工 事	令和9年度	27,511千円
受 水 池 受 水 流 量 計 更 新 工 事	令和9年度	29,139千円
濃 縮 槽 汚 泥 掻 寄 機 更 新 工 事	令和9年度	69,586千円
自 動 除 塵 機 更 新 工 事	令和9年度	293,370千円
膜ろ過装置更新工事	令和9年度	779,746千円
鯖江中継ポンプ場No.2 送水ポンプ更新工事	令和9年度	26,433千円

No.3 取水ポンプ
分解整備工事

令和9年度

24,299千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 210,077千円

(2) 交際費 60千円

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田 嵩 人

(総 則)

第1条 令和8年度福井県臨海下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 量 5,742,910 m³/年 15,734 m³/日

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益 1,259,145千円

第1項 営業収益 947,673千円

第2項 営業外収益 311,472千円

支 出

第1款 下水道事業費用 1,283,021千円

第1項 営業費用 1,283,021千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出のうち385,551千円は建設改良積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,000千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	305,500千円
第1項 負 担 金	214,500千円
第2項 国 庫 補 助 金	91,000千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	693,051千円
第1項 福井臨海下水道 設備改良費	476,551千円
第2項 福井臨海下水道 建設費	214,500千円
第3項 予 備 費	2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
沈砂掻寄機等更新工事	令和9年度	54,946千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用

する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 59,126千円

(2) 交 際 費 32千円

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

(総 則)

第1条 令和8年度福井県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年 間 総 処 理 水 量 17,619,000 m³/年 48,271 m³/日
- (2) 主要な建設改良事業 966,500千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	2,759,807千円
第1項 営 業 収 益	1,039,521千円
第2項 営 業 外 収 益	1,720,286千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用	2,889,364千円
第1項 営 業 費 用	2,857,477千円
第2項 営 業 外 費 用	31,887千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額101,632千円は、過年度

分損益勘定留保資金で補てんするものとする。。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,216,031千円
第1項 企 業 債	241,000千円
第2項 負 担 金	207,000千円
第3項 他 会 計 補 助 金	250,531千円
第4項 国 庫 支 出 金	517,500千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,317,663千円
第1項 企 業 債 償 還 金	351,163千円
第2項 建 設 改 良 費	966,500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
九 頭 竜 川 流 域 下 水 道 事 業 費	241,000千円	普通貸借または 証 券 発 行	7.0%以内	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
		(政府資金、その他)	(ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率)	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職 員 給 与 費 24,401千円

（他会計からの補助金）

第9条 流域下水道事業の安定のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、272,512千円である。

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

第20号議案

附属機関に関する条例の一部改正について

附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

附属機関に関する条例の一部を改正する条例

附属機関に関する条例（昭和 2 8 年福井県条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（知事の附属機関） 第 2 条 知事の附属機関として、次のものを置く。		（知事の附属機関） 第 2 条 知事の附属機関として、次のものを置く。	
名称	担任意務	名称	担任意務
福井県コンプライアンス委員会	<u>県における法令遵守体制の確立および職員の公正な職務の遂行の確保に関する事項についての審議および助言に関する事務</u>		
福井県自治紛争処理委員	（略）	福井県自治紛争処理委員	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

福井県コンプライアンス委員会を設置するため、この案を提出する。

第21号議案

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 2 9 年福井県条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第 2 条 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年福井県条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、<u>初任給調整手当（第 1 種初任給調整手当および第 2 種初任給調整手当をいう。以下同じ。）</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務手当（第 1 2 条の 3 の規定による手当を含む。第 1 8 条、第 2 4 条および第 2 7 条ならびに附則第 1 9 項において同じ。）、特殊勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿	(給料) 第 2 条 給料は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年福井県条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務手当（第 1 2 条の 3 の規定による手当を含む。第 1 8 条、第 2 4 条および第 2 7 条ならびに附則第 1 9 項において同じ。）、特殊勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特

日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。

(初任給調整手当)

第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給する。

(1)～(4) (略)

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間および支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第8条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第4項、第5項、第6項、第8項および第9項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)ならびにこれに第10条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初

別手当および退職手当を除いたものとする。

(初任給調整手当)

第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)～(4) (略)

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間および支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 (扶養手当) 第9条 (略) (特定職員についての適用除外) 第20条 (略) 2 第8条の2、第9条、第10条、第10条の3、第10条の5および第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 3 第8条の2、第9条、第10条および第23条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項または地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員には適用しない。 4 (略) (技能労務職員の給与の種類および基準) 第27条 技能労務職員の給与は、給料、第2種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。	(扶養手当) 第9条 (略) (特定職員についての適用除外) 第20条 (略) 2 第8条の2から第10条まで、第10条の3、第10条の5および第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 3 第8条の2から第10条までおよび第23条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項または地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員には適用しない。 4 (略) (技能労務職員の給与の種類および基準) 第27条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特地勤務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。
--	--

(福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和41年福井県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、<u>初任給調整手当(第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。)</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第9条第2	(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第9条第2項および第3項の規定による手当を含む。)、寒冷地手当、時間

項および第3項の規定による手当を含む。) 、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。 (初任給調整手当) 第5条 <u>第1種初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。 第5条の2 <u>第2種初任給調整手当</u>は、新たに採用された職員であって、給料月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回る職員に対して支給する。 2 <u>新たに採用された職員以外の職員で、第1項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるものには、管理者の定めるところにより、第1項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。</u> (扶養手当) 第6条 (略)	外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。 (初任給調整手当) 第5条 <u>初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。 (扶養手当) 第6条 (略)
---	---

(福井県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 福井県職員の育児休業等に関する条例(平成4年福井県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)			(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)		
第17条 育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。)をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第17条 育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条から第21条までにおいて同じ。)をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第8条の2第1項	(略)	(略)	第8条の2第1項	(略)	(略)
第8条の3第2項	換算した額	換算した額に算出率を乗じて得た額			
第11条第2項第2号	(略)	(略)	第11条第2項第2号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年福井県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第12条 （略） 2～7 （略） 8 福井県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第4項および第6項から第12項まで、第8条の2、第9条、第10条ならびに第23条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 9 （略）	附 則 （福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第12条 （略） 2～7 （略） 8 福井県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第4項、第8項および第10項から第12項まで、第8条の2から第10条までならびに第23条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 9 （略）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるので、この案を提出する。

第22号議案 福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例の制定について

福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例

職場におけるハラスメントは、被害を受けた職員の人格権をはじめとする基本的人権を侵害し、その能力の発揮に著しい悪影響を及ぼすにとどまらず、職員相互の信頼関係を壊し、円滑な業務遂行を阻害して、ひいては行政サービスの低下による県民への不利益をもたらすおそれがある行為である。

全て公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために全力を挙げて職務に専念する義務を負っている。知事をはじめとする職員は、ハラスメントに関する知識を深め、一層その職務に専念することにより、県民との信頼関係を築き上げていかなければならない。

ここに、本県の職場におけるハラスメントを防止することを決意し、知事等および職員の責務を明らかにし、安全かつ良好な職場環境を確立するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、職員等の間におけるハラスメントの防止のための措置およびハラスメントが発生した際における適切な措置を定めることにより、知事等が責任を持ってハラスメントの発生しない職場環境を作り、もって職員等がそれぞれの能力を発揮することができる

安全かつ良好な職場環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事等 知事、副知事および福井県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）をいう。
- (2) 職員 福井県の一般職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職をいう。）に属する職員ならびに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条および第2条に規定する職員をいう。
- (3) 職員等 知事等および職員をいう。
- (4) 管理監督者 職員のうち地方公務員法第28条の2第1項の管理監督職にあるものをいう。
- (5) 職場 職員等がその職務を遂行する場所（出張先その他勤務場所と同視すべき場所を含む。）ならびに懇親会その他勤務時間外に職員等が互いに接触（電子メールでの連絡その他の非対面での行為を含む。）する場であって、職務に関する上下関係および人間関係が実質的に存続するものをいう。
- (6) ハラスメント 職員等の間において、職場で行われる次に掲げる言動をいう。
 - ア セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる性的な言動をいう。）
 - イ パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の者に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、または他の者の人格もしくは尊厳を害し、もしくは職場環境を害することとなるようなものをいう。）
 - ウ 妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント（他の者が妊娠したこと、出産したこと、妊娠もしくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に関する言動または他の者の妊娠、出産、育児もしくは介護に関する制度もしくは措置の利用に関する言動であって、その者の職場環境を害することとなるようなものをいう。）
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、^{ひぼう}誹謗、中傷、風評、嫌がらせ等の言動であって、他の者を不快にさせ、または他の者の人権を

侵害し、もしくは職場環境を害するもの。

(ハラスメントの禁止)

第3条 職員等は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを理解し、他の職員等に対しハラスメントをしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第4条 職員等は、第9条に規定する申出またはハラスメントに関する調査への協力を理由として、当該職員等に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(知事等の責務等)

第5条 知事等は、ハラスメントの防止に対する関心と理解を深め、自らの言動がハラスメントに該当することがないように常に配慮しなければならない。

2 知事は、法律上求められる安全配慮義務の履行として、全ての職員がその能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、ハラスメントの防止に関し必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントが発生した場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 知事は、第9条に規定する申出またはハラスメントに関する調査への協力に起因して当該職員に不利益が生じないように配慮し、当該不利益が発生した場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

4 副知事は、知事を補佐し、前2項の措置を知事と共に講じなければならない。

5 副知事は、知事の言動がハラスメントに該当するおそれがある場合は、知事に対して改善を求めなければならない。

6 教育長は、教育行政の運営において、この条例の目的を実現するよう第2項および第3項の措置を講じなければならない。

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定によりその職務を行うこととなる者（次項において「教育長職務代理人」という。）は、教育長の言動がハラスメントに該当するおそれがある場合は、教育長に対して改善

を求めなければならない。

8 知事等がハラスメントの加害者または被害者である場合は、知事については地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定によりその職務を代理することとなる者が、副知事については知事が、教育長については教育長職務代理者が、この条例の規定による当該ハラスメントへの対応を代わりに実施するものとする。

（管理監督者の責務）

第6条 管理監督者は、その管理し、または監督する職員の育成および能力開発が責務であることを自覚し、ハラスメントの防止に努め、ハラスメントが発生した場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 管理監督者は、第9条に規定する申出またはハラスメントに関する調査への協力に起因して当該職員に不利益が生じないよう配慮しなければならない。

3 管理監督者は、ハラスメントの防止に対する関心と理解を深め、自らの言動がハラスメントに該当することがないように常に配慮しなければならない。

（職員の責務）

第7条 職員は、職務遂行上の対等なパートナーとして互いの人権を尊重しなければならない。

（職員に対する指針）

第8条 知事等は、ハラスメントを防止するために職員が認識し、および遵守すべき事項ならびにハラスメント事案が発生した場合の対応等について指針を定め、職員に対しその周知徹底を図るものとする。

（相談等の申出）

第9条 ハラスメント（ハラスメントに該当するおそれのある言動を含む。以下この条において同じ。）を受け、または目撃し、もしくは把握した職員等は、次に掲げる申出先に対し、ハラスメントの相談および苦情を書面、電子メール、口頭その他の手段により申し出ること（以下「申出」という。）ができる。

- (1) 管理監督者
- (2) 次条第1項に規定する第三者相談窓口
- (3) 福井県人事委員会人事相談所
- (4) 任命権者が相談窓口を設置している場合はその相談窓口
(第三者相談窓口)

第10条 県は、申出に係る事案の円滑かつ公正な解決を図るため、県の組織における相談体制を充実させるとともに、外部の第三者によるハラスメントの相談窓口（以下「第三者相談窓口」という。）を設置する。

2 第三者相談窓口は、ハラスメントに係る専門的な知識を有する者で構成する。

3 第三者相談窓口は、次の業務を行う。

- (1) 申出を受け、当該申出に係る事案ごとに適切な方法で県に対しその内容を伝えること。
- (2) 申出に係る事案について、県に対し専門的な見地から適切な助言等を行うこと。

4 第三者相談窓口は、前項の業務を行うに当たり必要がある場合は、県の承認を得て申出に係る事案の調査を行うことができる。

5 第三者相談窓口は、県の承認を得て、必要に応じて他の専門家を補助者とすることができる。

（申出の処理）

第11条 管理監督者は、職員等から申出があった場合は、速やかに組織においてコンプライアンスに関する事務を所管する課（以下「コンプライアンス所管課」という。）に報告するものとする。ただし、当該職員等から氏名の秘匿等の配慮を求められた場合には、管理監督者は、コンプライアンス所管課または第三者相談窓口に対し適切な対応方法についての助言を求めることをもって当該報告に代えることができる。

2 県は、申出があった場合は、当該申出の関係者に対し事情聴取、事実確認等の必要な調査を行い、当該申出に係る事案を可能な限り迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

3 知事は、申出に係る事案の解決に当たり、福井県コンプライアンス委員会の意見を聴くものとする。

4 県は、知事等を加害者とする申出があった場合は、当該知事等を除外した上で、第三者相談窓口または外部の専門家の助言を得て必要な対応をするものとする。

（プライバシーの保護および秘密の保持）

第12条 申出の処理に関する業務に携わる者は、申出の関係者のプライバシーに十分に配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（対応措置）

第13条 知事等は、事実関係の公正な調査によりハラスメントが確認された場合には、次の各号に掲げる当該ハラスメントの加害者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を行うことができる。

(1) 知事および教育長 公表

(2) 副知事 公表および懲戒処分等

(3) 職員 懲戒処分等

2 ハラスメントの加害者または被害者は、当該ハラスメントに係る前項の措置の決定に関与してはならない。

（申出件数等の公表）

第14条 知事は、地方公務員法第58条の2第3項および福井県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福井県条例第9号）の規定による公表と併せて、当該公表の日が属する年度の前年度の申出の件数を公表する。

2 知事等は、ハラスメントの実態把握のためにアンケート等の調査を随時行うとともに、個人情報に配慮の上、その結果を公表する。

（再発防止措置）

第15条 知事等は、ハラスメントが生じた場合、職員に対する第8条の指針の周知の再徹底、ハラスメントの発生の原因分析等の適切な再発防止のための措置を講じなければならない。

(研修等)

第16条 知事等は、ハラスメントの防止等を図るため、自ら、随時ハラスメントに関する専門家の助言を受け、研鑽^{さん}を積まなければならない。

2 知事等は、職員等に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(適用除外)

第18条 警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に規定する地方警察職員に係る第1条の措置については、第5条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

知事をはじめとする職員を対象としたハラスメント防止等に関する条例を制定したいので、この案を提出する。

第23号議案

福井県行政手続条例の一部改正について

福井県行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県行政手続条例の一部を改正する条例

福井県行政手続条例（平成7年福井県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（聴聞の通知の方式） 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) （略） 2 （略） 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。	（聴聞の通知の方式） 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) （略） 2 （略） 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、提示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>

<u>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> （代理人） 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 （略） （聴聞の主宰） 第19条 （略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) （略） (4) 前3号に規定する者であった者 (5)・(6) （略） （続行期日の指定） 第22条 （略） 2 （略） 3 第15条第3項<u>および第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項<u>および第4項</u>中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</u>	（代理人） 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 （略） （聴聞の主宰） 第19条 （略） 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) （略） (4) 前3号に規定する者であった<u>ことのある者</u> (5)・(6) （略） （続行期日の指定） 第22条 （略） 2 （略） 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名<u>あて人</u>となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。
--	--

(聴聞に関する手続の準用)
第29条 第15条第3項および第4項ならびに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号および第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項」とあるのは「同条」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)
第29条 第15条第3項および第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号および第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(通知の方法に関する経過措置)

- 2 改正後の第15条第3項および第4項（これらの規定を同条例または他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提 案 理 由

行政手続法の一部改正により、聴聞の通知に係る公示送達の方法が見直されたことに伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第24号議案

福井県公益認定等委員会条例の一部改正について

福井県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例

福井県公益認定等委員会条例（平成19年福井県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 (略) 2 委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計または公益法人もしくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。 3・4 (略)	(組織) 第3条 (略) 2 委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計または公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。 3・4 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

公益信託に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第25号議案 福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提出

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第 号

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１８年福井県条例第５７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

[illegible]

第8条 （略）
（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）
第9条 （略）
（規則等への委任）
第10条 （略）

第7条 （略）
（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）
第8条 （略）
（規則等への委任）
第9条 （略）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

条例等により登記事項証明書等の添付を求めている行政手続において、添付を省略するため、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第26号議案

福井県立体育施設の設置および管理に関する条例の一部改正について

福井県立体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県立体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県立体育施設の設置および管理に関する条例（昭和 4 8 年福井県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
（名称および位置） 第 2 条 体育施設の名称および位置は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>福井県立ホッケー場</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>福井県立久々子湖漕艇場</td><td>美浜町</td></tr> </table> （業務） 第 3 条 体育施設は、次の表に掲げる業務を行う。 <table> <tr> <th>名称</th><th>業務</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>福井県立ホッケー場</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>福井県立久々子湖漕艇場</td><td>1 ～ 3 （略）</td></tr> </table>	名称	位置	（略）	（略）	福井県立ホッケー場	（略）	福井県立久々子湖漕艇場	美浜町	名称	業務	（略）	（略）	福井県立ホッケー場	（略）	福井県立久々子湖漕艇場	1 ～ 3 （略）	（名称および位置） 第 2 条 体育施設の名称および位置は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>福井県立ホッケー場</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>福井県立艇庫</td><td>美浜町</td></tr> </table> （業務） 第 3 条 体育施設は、次の表に掲げる業務を行う。 <table> <tr> <th>名称</th><th>業務</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>福井県立ホッケー場</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>福井県立艇庫</td><td>1 ～ 3 （略）</td></tr> </table>	名称	位置	（略）	（略）	福井県立ホッケー場	（略）	福井県立艇庫	美浜町	名称	業務	（略）	（略）	福井県立ホッケー場	（略）	福井県立艇庫	1 ～ 3 （略）
名称	位置																																
（略）	（略）																																
福井県立ホッケー場	（略）																																
福井県立久々子湖漕艇場	美浜町																																
名称	業務																																
（略）	（略）																																
福井県立ホッケー場	（略）																																
福井県立久々子湖漕艇場	1 ～ 3 （略）																																
名称	位置																																
（略）	（略）																																
福井県立ホッケー場	（略）																																
福井県立艇庫	美浜町																																
名称	業務																																
（略）	（略）																																
福井県立ホッケー場	（略）																																
福井県立艇庫	1 ～ 3 （略）																																

(指定管理者による管理) 第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる体育施設（以下「指定体育施設」という。）の管理を法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (1)～(6) (略) (7) <u>福井県立久々子湖漕艇場</u> 2・3 (略) (指定体育施設の開場時間) 第10条 指定体育施設の開場時間は、次の各号に掲げる指定体育施設の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>福井県立久々子湖漕艇場</u> 午前8時30分から午後5時まで 2 (略) (指定体育施設の休場日) 第11条 指定体育施設の休場日は、次の各号に掲げる指定体育施設の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。 (1) 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立アーチェリーセンター、福井県立クライミングセンターおよび<u>福井県立久々子湖漕艇場</u> 次に掲げる日 ア・イ (略) (2)・(3) (略) 2 (略)	(指定管理者による管理) 第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる体育施設（以下「指定体育施設」という。）の管理を法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (1)～(6) (略) (7) <u>福井県立艇庫</u> 2・3 (略) (指定体育施設の開場時間) 第10条 指定体育施設の開場時間は、次の各号に掲げる指定体育施設の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>福井県立艇庫</u> 午前8時30分から午後5時まで 2 (略) (指定体育施設の休場日) 第11条 指定体育施設の休場日は、次の各号に掲げる指定体育施設の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。 (1) 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立アーチェリーセンター、福井県立クライミングセンターおよび<u>福井県立艇庫</u> 次に掲げる日 ア・イ (略) (2)・(3) (略) 2 (略)
--	---

別表福井県立艇庫の部を次のように改める。

	審判艇		1艇1日につき	4,080円	燃料は、利用者の負担とする。 利用者が冷暖房設備を使用する場合の利用料金の額は、承認額にその10分の2に相当する額を加算した額とする。
		全部を使用する場合	午前	2,700円	
			午後	3,090円	
			午前および午後以外の時間帯 1時間につき	760円	

		研修室	4分割して使用する場合	1区画につき	午前	680円			
					午後	770円			
					午前および午後以外の時間帯1時間につき	190円			
		トレーニングルーム			1人につき	午前	一般 140円 学生等 60円	利用者が冷暖房設備を使用する場合の利用料金の額は、承認額にその10分の2に相当する額を加算した額とする。	
						午後	一般 140円 学生等 60円		
		ボートコース	2,000m	専用する場合	全面	1日	一般 32,800円 学生等 16,400円		
						1時間につき	一般 5,500円 学生等 2,750円		
					1レーン	1日	一般 5,500円 学生等 2,750円		
						1時間につき	一般 920円 学生等 460円		
				専用しない場合		1人1時間につき			一般 300円 学生等 150円
									一般 16,400円

	福井県 立久々 子湖漕 艇場	1,000m	専用する場合	全面	1日	学生等	8,200円	
					1時間につき	一般	2,740円	
						学生等	1,370円	
				1レーン	1日	一般	2,740円	
						学生等	1,370円	
					1時間につき	一般	460円	
						学生等	230円	
		舟艇等保管	専用しない場合	1人1時間につき		一般	150円	
						学生等	80円	
			1人漕ぎ舟艇（オールを除く。）	1艇1年につき		一般	25,000円	
						学生等	12,500円	
			1艇1日につき			一般	250円	
						学生等	130円	
			2人漕ぎ舟艇（オールを除く。）	1艇1年につき		一般	37,500円	
						学生等	18,750円	
			1艇1日につき			一般	380円	
						学生等	190円	
			4人漕ぎ舟艇（オールを除く。）	1艇1年につき		一般	50,000円	
						学生等	25,000円	
			1艇1日につき			一般	500円	

			学生等	250円
		8人漕ぎ舟艇（オールを除く。）	1艇1年につき	一般 75,000円 学生等 37,500円
			1艇1日につき	一般 750円 学生等 380円
		オール	1本1年につき	一般 2,500円 学生等 1,250円
			1本1日につき	一般 250円 学生等 130円

別表備考第3号中「福井県立艇庫」を「福井県立久々子湖漕艇場^{そう}」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

提 案 理 由

県立艇庫の施設整備に伴い、施設名称の変更および利用料金の上限額の新設を行いたいので、この案を提出する。

第27号議案 福井県立武道館の設置および管理に関する条例の一部改正について

福井県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県立武道館の設置および管理に関する条例（平成元年福井県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表を次のように改める。

1 競技場

(1) 柔道場

ア 小道場

区分	算定基礎		金額（単位 円）		摘要
			学生等	一般	
		午前	1, 3 5 0	3, 6 9 0	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、左記の金額に、1時間につき、学生等にあつては1, 0 0 0円を、一般
		午後	1, 8 8 0	5, 2 4 0	
		夜間	1, 8 8 0	5, 2 4 0	

専用する 場合	全面	上記以外の時 間帯 1 時間につ き	6 8 0	1, 3 1 0	にあつては2, 0 0 0円を加算した額 とする。 2 一般と学生等とで構成されている団 体が使用する場合は、一般の使用料の 額による。
		午前	6 6 0	1, 9 8 0	
	1 面	午後	8 7 0	2, 7 2 0	
		夜間	8 7 0	2, 7 2 0	
		上記以外の時 間帯 1 時間につ き	2 2 0	6 8 0	
専用し ない場 合	1 人	午前	6 0	1 4 0	
		午後	6 0	1 4 0	
		夜間	6 0	1 4 0	

イ 大道場

区分	算定基礎		金額（単位 円）		摘要
			学生等	一般	
	全面	午前	3, 1 5 0	9, 8 8 0	1 使用者が冷暖房施設を使用する場 合は、左記の金額に、1 時間につき、学 生等にあつては1, 6 5 0円を、一般 にあつては3, 3 0 0円を加算した額 とする。
		午後	4, 0 8 0	1 万 3, 6 2 0	
		夜間	4, 0 8 0	1 万 3, 6 2 0	
		上記以外の時 間帯 1 時間に	7 9 0	3, 4 1 0	

			つき			2 一般と学生等とで構成されている団	
			午前	8 6 0	2, 4 3 0	体が使用する場合、一般の使用料の	
			午後	1, 2 5 0	3, 1 5 0	額による。	
			夜間	1, 2 5 0	3, 1 5 0	3 アマチュアスポーツまたはスポーツ	
				3 2 0	7 9 0	以外の行事に使用する場合で、使用者 が入場料、観覧料その他これらに類す る料金（以下「入場料等」という。） を徴収するときは、左記の金額の3倍 に相当する額（入場料等の最高額が4 , 9 2 0円未満のときは、2倍に相当 する額）とする。	
	専用す る場合	1 面	上記以外の時 間帯 1 時間に つき			4 アマチュアスポーツ以外のスポーツ に使用の場合は、次のとおりとする 。 (1) 使用者が入場料等を徴収する場合 （使用者が入場料等を徴収し、かつ 、入場を整理券、招待券その他の方 法（以下「整理券等」という。）で 制限する場合を含む。） 入場料等 の最高額の2 0 0倍に相当する額。 ただし、その額が4 7 万 4, 5 7 0	

					円未満のときは47万4,570円とする。 (2) 使用者が入場を整理券等で制限する場合 47万4,570円 (3) 土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に使用する場合 (1)または(2)の金額にその10分の2に相当する額を加算した額
専用しない場合	1人	午前	60	140	
		午後	60	140	
		夜間	60	140	

(2) 剣道場
ア 小道場

区分	算定基礎		金額（単位 円）		摘要
			学生等	一般	
	全面	午前	1,350	3,690	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、左記の金額に、1時間につき、学生等にあつては1,000円を、一般
		午後	1,880	5,240	
		夜間	1,880	5,240	

専用する 場合	1面	上記以外の時 間帯1時間につ き	470	1,310	にあつては2,000円を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団 体が使用する場合は、一般の使用料の 額による。
		午前	660	1,980	
		午後	870	2,720	
		夜間	870	2,720	
		上記以外の時 間帯1時間につ き	220	680	
専用し ない場 合	1人	午前	60	140	
		午後	60	140	
		夜間	60	140	

イ 大道場

区分	算定基礎		金額(単位 円)		摘要
			学生等	一般	
	全面	午前	4,590	1万4,370	1 使用者が冷暖房施設を使用する場 合は、左記の金額に、1時間につき、学 生等にあつては2,600円を、一般 にあつては5,200円を加算した額 とする。
		午後	6,080	1万8,850	
		夜間	6,080	1万8,850	
		上記以外の時 間帯1時間につ き	1,520	4,720	

専用する場合	1面	つき			2 一般と学生等とで構成されている団
		午前	8 6 0	2, 4 3 0	体が使用する場合は、一般の使用料の
		午後	1, 2 5 0	3, 1 5 0	額による。
		夜間	1, 2 5 0	3, 1 5 0	3 アマチュアスポーツまたはスポーツ
			3 2 0	7 9 0	以外の行事に使用する場合で、使用者 が入場料等を徴収するときは、左記の 金額の3倍に相当する額（入場料等の 最高額が4, 9 2 0円未満のときは、 2倍に相当する額）とする。
		上記以外の時 間帯1時間に つき			4 アマチュアスポーツ以外のスポーツ に使用する場合は、次のとおりとする 。 (1) 使用者が入場料等を徴収する場合 （使用者が入場料等を徴収し、かつ 、入場を整理券等で制限する場合を 含む。） 入場料等の最高額の2 0 0倍に相当する額。ただし、その額 が4 7万4, 5 7 0円未満のときは 4 7万4, 5 7 0円とする。 (2) 使用者が入場を整理券等で制限す る場合 4 7万4, 5 7 0円

					(3) 土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を使用する場合 (1)または(2)の金額にその10分の2に相当する額を加算した額
専用しない場合	1人	午前	60	140	
		午後	60	140	
		夜間	60	140	

(3) 相撲場

区分	算定基礎		金額（単位 円）		摘要
			学生等	一般	
専用する場合	練習場	午前	300	860	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、左記の金額に、1時間につき、次の表に掲げる金額を加算した額とする。
		午後	440	1,250	
		夜間	440	1,250	
		上記以外の時間帯1時間につき	110	320	
	試合	午前	1,530	4,400	2 一般と学生等とで構成されている団
		午後	1,990	5,760	
		夜間	1,990	5,760	

区分	金額（単位 円）	
	学生等	一般
練習場	250	500
試合場	650	1,300

	場	上記以外の 時間帯 1 時 間につき	5 0 0	1, 4 4 0	体が使用する場合は、一般の使用料の 額による。
専用し ない場 合	1 人	午前	6 0	1 4 0	
		午後	6 0	1 4 0	
		夜間	6 0	1 4 0	

(4) 弓道場

区分	算定基礎	金額（単位 円）		摘要
		学生等	一般	
専用す る場合	午前	1, 2 6 0	3, 4 2 0	1 使用者が冷暖房施設を使用する場 合は、左記の金額に、1 時間につき、学 生等にあつては3 9 0 円を、一般にあ つては7 6 0 円を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団 体が使用する場合は、一般の使用料の 額による。
	午後	1, 6 8 0	4, 8 2 0	
	夜間	1, 6 8 0	4, 8 2 0	
	上記以外の時間帯 1 時間につき	4 2 0	1, 2 1 0	
専用し ない場 合	午前	6 0	1 4 0	
	午後	6 0	1 4 0	
	夜間	6 0	1 4 0	

(5) 多種目競技場

区分	算定基礎		金額（単位 円）		摘要
			学生等	一般	
専用する 場合	全面	午前	1, 4 4 0	3, 7 8 0	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、左記の金額に、1時間につき、学生等にあつては1, 3 0 0円を、一般にあつては2, 6 0 0円を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。
		午後	1, 8 8 0	5, 2 4 0	
		夜間	1, 8 8 0	5, 2 4 0	
		上記以外の時間帯1時間につき	4 7 0	1, 3 1 0	
	1面	午前	6 6 0	1, 9 8 0	
		午後	8 7 0	2, 7 2 0	
		夜間	8 7 0	2, 7 2 0	
		上記以外の時間帯1時間につき	2 2 0	6 8 0	
専用しない場合	1人	午前	6 0	1 4 0	
		午後	6 0	1 4 0	
		夜間	6 0	1 4 0	

別表第3号の表を次のように改める。

3 附属施設

区分	算定基礎	金額（単位 円）		摘要
		学生等	一般	
会議室 1	午前	300	810	1 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、左記の金額にその10分の2に相当する額を加算した額とする。 2 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額による。
	午後	390	1,250	
	夜間	390	1,250	
	上記以外の時間帯 1時間につき	100	320	
会議室 2	午前	480	1,530	
	午後	710	2,100	
	夜間	710	2,100	
	上記以外の時間帯 1時間につき	180	530	
会議室 3	午前	150	420	
	午後	170	660	
	夜間	170	660	
	上記以外の時間帯 1時間につき	50	170	
	午前	200	570	
	午後	230	760	

会議室 4	夜間	2 3 0	7 6 0
	上記以外の時間帯 1 時間につき	7 0	1 9 0
会議室 5	午前	2 0 0	5 7 0
	午後	2 3 0	7 6 0
	夜間	2 3 0	7 6 0
	上記以外の時間帯 1 時間につき	7 0	1 9 0

別表第4号の表中「8時30分」を「9時」に改め、別表第5号を同表第6号とし、同表第4号の表の次に次の1表を加える。

5 附属設備

区分	算定基礎	金額（単位 円）	
		学生等	一般
ジェットヒーター	1台1時間につき	3 0 0	6 0 0
ブルーヒーター	1台1時間につき	1 5 0	3 0 0

別表備考第1号中「8時30分」を「9時」に改め、同表備考第2号を同表備考第3号とし、同表備考第1号の次に次の1号を加える。

- 2 午前、午後または夜間以外の時間帯に施設を使用する場合であって、当該使用時間に1時間未満の端数がある場合には、当該端数を1時間として使用料を算定する。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

提 案 理 由

設備の更新等に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

第28号議案

福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例の一部改正について

福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例（平成10年福井県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第10条、第13条関係）					別表（第10条、第13条関係）				
1 （略）					1 （略）				
2 設備					2 設備				
	区分	単位	算定基礎	金額（単位円）		区分	単位	算定基礎	金額（単位円）
舞台装置	（略）	（略）	（略）	（略）	舞台装置	（略）	（略）	（略）	（略）
音響映像装置	（略）	（略）	（略）	（略）	音響映像装置	（略）	（略）	（略）	（略）
	交流室用音響映像装置	（略）	（略）	（略）		交流室用音響映像装置	（略）	（略）	（略）
						移動式ビデオプロジェクター	一式	1回につき	6,500

							16ミリ映写機	一式	1回につき	6,390
							スライド映写機	一式	1回につき	2,200
							オーバーヘッドプロジェクター	一式	1回につき	1,050
							交流室用ディスプレイ	1台	1時間につき	100
		会議室用ピンマイク	(略)	(略)	(略)		会議室用ピンマイク	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	通訳装置	ホール用同時通訳システム	(略)	(略)	(略)	通訳装置	ホール用同時通訳システム	(略)	(略)	(略)
							第1研修室用同時通訳システム	一式	1回につき	1万7,810
							イヤホン	1個	1回につき	80
	科学機器	(略)	(略)	(略)	(略)	科学機器	(略)	(略)	(略)	(略)
		DNAシーケンサ	(略)	(略)	(略)		DNAシーケンサ	(略)	(略)	(略)
							バイオイメージングアナライザー	一式	1時間につき	100
		ハイブリダイゼーションシステム	(略)	(略)	(略)		ゲル解析装置	一式	1時間につき	210
		(略)	(略)	(略)	(略)		ハイブリダイゼーションシステム	(略)	(略)	(略)
		自動細胞分離解析システム	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
							自動細胞分離解析システム	(略)	(略)	(略)
							液体シンチレーション測定装置	一式	1時間につき	100
							高品位画像出力システム	一式	1時間につき	100
		マイクロプレートリーダーシステム	(略)	(略)	(略)		マイクロプレートリーダーシステム	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
		キャピラリーDNAシーケンサ	(略)	(略)	(略)		キャピラリーDNAシーケンサ	(略)	(略)	(略)

	<u>IPイメージングアナライザー</u>	一式	<u>1時間につき</u>	<u>100</u>					
	<u>汎用ガスクロマトグラフ質量分析装置</u>	一式	<u>1時間につき</u>	<u>180</u>					
	<u>リアルタイムPCR装置</u>	一式	<u>1時間につき</u>	<u>100</u>					
加速器 利用系 装置	(略)	(略)	(略)	(略)	加速器 利用系 装置	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					備考 (略)				

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

設備の整備等に伴い、使用料の額を定めたいので、この案を提出する。

第29号議案

福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部改正について

福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例（平成7年福井県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	算定基礎	金額	区分	算定基礎	金額
			1 薬剤容器料		
			（1）軟膏入れ		
			ア 大	1個につき	100円
			イ 中	1個につき	50円
			ウ 小	1個につき	30円
			（2）投薬瓶		
			ア 大	1個につき	140円
			イ 中	1個につき	80円
			ウ 小	1個につき	50円
			（3）外用瓶		

					ア 大	1個につき	160円	
					イ 小	1個につき	40円	
					(4) 点眼容器	1個につき	40円	
	1 診断書等交付手数料				2 診断書等交付手数料			
	(1) 診断書				(1) 診断書			
	ア 普通診断書 (死亡診断書を 除く。)	1通につき	1,760円		ア 普通診断書 (死亡診断書を 除く。)	1通につき	1,650円	
	イ 精神保健及び 精神障害者福祉 に関する法律 (昭和25年法 律第123号) 第45条第1項 の規定による申 請および障害者 の日常生活及び 社会生活を総合 的に支援するた めの法律(平成 17年法律第1 23号)第53 条第1項の申請 (障害者の日常 生活及び社会生 活を総合的に支 援するための法 律施行令(平成 18年政令第1 0号)第1条の 2第3号に規定 する精神通院医 療に係るものに 限る。)に必要	1通につき	2,350円		イ 精神保健及び 精神障害者福祉 に関する法律 (昭和25年法 律第123号) 第45条第1項 の規定による申 請および障害者 の日常生活及び 社会生活を総合 的に支援するた めの法律(平成 17年法律第1 23号)第53 条第1項の申請 (障害者の日常 生活及び社会生 活を総合的に支 援するための法 律施行令(平成 18年政令第1 0号)第1条の 2第3号に規定 する精神通院医 療に係るものに 限る。)に必要	1通につき	2,200円	

な診断書 ウ アおよびイ以 外の診断書	1通につき	3,530円	な診断書 ウ アおよびイ以 外の診断書	1通につき	3,300円
(2) 証明書	1通につき	1,530円	(2) 証明書	1通につき	1,430円
(3) 意見書	1通につき	3,530円	(3) 意見書	1通につき	3,300円
2 (略)	(略)	(略)	3 (略)	(略)	(略)
3 死体検案料	1体につき	1万6,500円	4 死体検案料	1体につき	1万1,000円
4 予防接種料	1回につき	使用薬剤の価格と診療報酬の算定方法により算定した初診料および注射料とを合算した額に、消費税法の規定による消費税額と地方税法の規定による地方消費税額との合計額に相当する額を加算した額を基準として規則で定める額	5 予防接種料	1回につき	1万4,740円以内で知事が定める額
5 (略)	(略)	(略)	6 (略)	(略)	(略)
			7 フィルムコピー料		
			(1) 6ツ切	1枚につき	680円
			(2) 4ツ切	1枚につき	660円
			(3) 大4ツ切	1枚につき	740円
			(4) 大角	1枚につき	840円
			(5) 半切	1枚につき	850円
			(6) CT半切	1枚につき	850円
			(7) MR・DR半切	1枚につき	800円
			(8) CR	1枚につき	740円
			8 コインランドリー 使用料	1回につき	100円

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

提 案 理 由

福井県立すこやかシルバー病院の使用料等の額の見直しに伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第30号議案

福井県国民健康保険条例の一部改正について

福井県国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県国民健康保険条例の一部を改正する条例

福井県国民健康保険条例（平成29年福井県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（年齢調整後医療費指数） 第11条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る令第9条第4項第3号に掲げる値とする。 2 令第9条第4項第3号イ(1)の条例で定める部分は、<u>被保険者</u>に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費もしくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額または移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ1の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額（当該療養（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控	（年齢調整後医療費指数） 第11条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る<u>令附則第4条の規定により読み替えられた</u>令第9条第4項第3号に掲げる値とする。 2 <u>令附則第4条の規定により読み替えられた</u>令第9条第4項第3号イ(1)の条例で定める部分は、<u>一般被保険者</u>に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費もしくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額または移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ1の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額（当該療養（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第56条第1項に規定する

除した額)が80万円を超える部分とする。 (一般納付金所得係数) 第12条 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。 (1) 県に係る令第9条第5項第1号に掲げる額 (2) 令第9条第5項第2号に掲げる額 (一般納付金所得等割合) 第13条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る令第9条第6項第1号に掲げる数とする。 (後期高齢者支援金等納付金所得係数) 第15条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、県に係る第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。 (1) 令第10条第3項第1号に掲げる額 (2) 令第10条第3項第2号に掲げる額 (後期高齢者支援金等納付金所得等割合) 第16条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る令第10条第4項第1号に掲げる数とする。 (介護納付金賦課被保険者数等割合等) 第20条 (略) <u>(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数)</u> <u>第21条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、県に係る令第11条の2第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)</u> <u>第22条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合等)</u>	法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が80万円を超える部分とする。 (一般納付金所得係数) 第12条 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。 (1) 県に係る<u>令附則第4条の規定により読み替えられた</u>令第9条第5項第1号に掲げる額 (2) <u>令附則第4条の規定により読み替えられた</u>令第9条第5項第2号に掲げる額 (一般納付金所得等割合) 第13条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る<u>令附則第4条の規定により読み替えられた</u>令第9条第6項第1号に掲げる数とする。 (後期高齢者支援金等納付金所得係数) 第15条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、県に係る第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が別に定める数とする。 (1) <u>令附則第4条の規定により読み替えられた</u>令第10条第3項第1号に掲げる額 (2) <u>令附則第4条の規定により読み替えられた</u>令第10条第3項第2号に掲げる額 (後期高齢者支援金等納付金所得等割合) 第16条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る<u>令附則第4条の規定により読み替えられた</u>令第10条第4項第1号に掲げる数とする。 (介護納付金賦課被保険者数等割合等) 第20条 (略)
--	---

第23条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る令第11条の2第5項第2号に掲げる数とする。

2 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零から1までの範囲内において知事が別に定める数とする。

(委任)

第24条 (略)

(委任)

第21条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、施行の日前においても行うことができる。

提 案 理 由

国民健康保険法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第31号議案

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部改正について

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

福井県医師確保修学資金等貸与条例（平成 2 0 年福井県条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 （略） （延滞利息の割合の特例） 2 （略） <u>（自治医科大学の令和 8 年度在学者に対する特例）</u> 3 <u>令和 8 年 4 月 1 日において自治医科大学の第 3 学年から第 6 学年までに在学する者（以下「令和 8 年度在学者」という。）は、第 3 条第 5 項の自治医科大学に入学した者とみなして同項の規定を適用する。</u> 4 <u>前項の場合において、令和 8 年度在学者は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に限り、第 3 条第 5 項の申請を行うことができる。</u> 5 <u>前項の申請により修学資金の貸与を受けることが決定した者について第 1 0</u>	附 則 （施行期日） 1 （略） （延滞利息の割合の特例） 2 （略）

<u>条第1項の規定を適用する場合においては、同項第1号中「9年」とあるのは、「第4条第2項の貸与期間に1.5を乗じて得た年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）」とする。</u> (福井県へき地勤務医師等修学資金貸与条例の廃止) <u>6</u> (略)	<u>(福井県へき地勤務医師等修学資金貸与条例の廃止)</u> <u>3</u> (略)
--	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地域医療に従事する医師の確保および医師の偏在の是正を図るため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

第32号議案

福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部改正について

福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県立病院使用料および手数料徴収条例（昭和 2 5 年福井県条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（算定の基礎） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 前 2 項に定めるもののほか、前条の使用料または手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） （略） （2） 自動車損害賠償保障法（昭和 3 0 年法律第 9 7 号）の規定に基づく保険金または共済金の支払の対象となる診療を行う場合（健康保険法その他の法律の規定に基づく療養の給付として診療を行う場合を除く。）療養給付費用算定方法または療養の給付に関する基準により算定した費用の額に<u>1 0 0 分の 2 0 0</u>を乗じて得た額（療養給付費用算定方法または療養の給付に関する基準に定めがないときは、別表に掲げる額）および食事療養費の額に<u>1 0 0</u>	（算定の基礎） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 前 2 項に定めるもののほか、前条の使用料または手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） （略） （2） 自動車損害賠償保障法（昭和 3 0 年法律第 9 7 号）の規定に基づく保険金または共済金の支払の対象となる診療を行う場合（健康保険法その他の法律の規定に基づく療養の給付として診療を行う場合を除く。）療養給付費用算定方法または療養の給付に関する基準により算定した費用の額に<u>1 0 0 分の 1 5 0</u>を乗じて得た額（療養給付費用算定方法または療養の給付に関する基準に定めがないときは、別表に掲げる額）および食事療養費の額に<u>1 0 0</u>

分の200を乗じて得た額

(3)・(4) (略)

別表(第2条関係)

区分	算定基礎	金額
1 入院加算料		
(1) 個室		
ア SA室	1日につき	<u>1万9,680円</u>
イ SB室	1日につき	<u>1万7,050円</u> (緩和ケアに係る 場合は1万2,4 60円)
ウ A室	1日につき	<u>1万490円</u>
エ B室	1日につき	<u>9,180円</u>
オ C室	1日につき	<u>7,870円</u>
カ D室	1日につき	<u>6,560円</u>
(2) 新生児室	1日につき	<u>590円</u>
2 (略)	(略)	(略)
3 歯科関係手数料		<u>診療材料の価格と診療 報酬の算定方法により 算定した価格とを合算 した額に、消費税法の 規定による消費税額と 地方税法の規定による 地方消費税額との合計 額に相当する額を加算 した額を基準として規 則で定める額</u>

分の150を乗じて得た額

(3)・(4) (略)

別表(第2条関係)

区分	算定基礎	金額
1 入院加算料		
(1) 特別室		
ア A室	1日につき	<u>1万6,500円</u>
イ B室	1日につき	<u>1万4,300円</u> (緩和ケアに係る 場合は1万450 円)
(2) 個室		
ア A室	1日につき	<u>8,800円</u>
イ B室	1日につき	<u>7,700円</u>
ウ C室	1日につき	<u>6,600円</u>
エ D室	1日につき	<u>5,500円</u>
(3) 新生児室	1日につき	<u>500円</u>
2 (略)	(略)	(略)
3 歯科関係手数料		
(1) インレー		
ア 金合金、白金加金 およびチタン		
(ア) 単純なもの	1歯につき	<u>3万3,000円</u>
(イ) 複雑なもの	1歯につき	<u>4万2,900円</u>
イ ボーセレン	1歯につき	<u>3万6,300円</u>
ウ ハイブリッドセラ ミックレジン	1歯につき	<u>3万960円</u>
(2) 歯冠		
ア 全部鑄造冠(金合 金、白金加金および	1歯につき	<u>7万400円</u>

				チタン) イ オールセラミック ス冠	1 歯につき	1 1 万円	
				(3) 前装冠（金合金、白 金加金およびチタン） ア 硬質レジン前装金 属冠	1 歯につき	8 万 3 0 0 円	
				イ 金属焼付ポーセ レン冠	1 歯につき	9 万 2 0 0 円	
				(4) ダミー（金合金、白 金加金およびチタン） ア 前歯（前装ポーセ レン） イ 白 歯	1 歯につき	8 万 2, 5 0 0 円	
				(ア) 鑄造ダミー	1 歯につき	6 万 6, 0 0 0 円	
				(イ) 前装ポーセレン	1 歯につき	8 万 2, 5 0 0 円	
				(5) 隙（金合金、白金加 金およびチタン） (6) 支台築造	1 本につき	1 万 6, 5 0 0 円	
				ア 金合金、白金加金 およびチタン	1 歯につき	1 万 7, 3 0 0 円	
				イ 金パラ銀合金	1 歯につき	1 万 4, 3 0 0 円	
				(7) ラミネートベニア	1 歯につき	6 万 7, 1 0 0 円	
				(8) 金属床（バーおよび 維持装置を含む。） ア 1 2 歯以上 1 4 歯 以下			
				(ア) 金合金、白金加 金およびチタン	1 床につき	3 3 万 6, 9 6 0 円	
				(イ) 特殊合金	1 床につき	2 2 万 7, 7 0 0 円	
				イ 9 歯以上 1 1 歯以 下			
				(ア) 金合金、白金加 金およびチタン	1 床につき	2 8 万 7, 4 0 0 円	
				(イ) 特殊合金	1 床につき	2 1 万 3, 4 0 0 円	

					ウ 5 歯以上8 歯以下		
					(ア) 金合金、白金加 金およびチタン	1 床につき	23万9,310円
					(イ) 特殊合金	1 床につき	19万5,800円
					エ 4 歯以下		
					(ア) 金合金、白金加 金およびチタン	1 床につき	19万500円
					(イ) 特殊合金	1 床につき	17万7,100円
					(9) 鑄造鉤（金合金、白 金合金およびチタン）	1 箇所につき	2万4,200円
					(10) 矯正装置		
					ア 相談料	1 回につき	5,280円
					イ 基本検査料	1 回につき	8万4,700円
					ウ 診断料	1 回につき	3万1,470円
					エ 基本施術料	1 回につき	18万1,500円
					オ 舌側弧線装置	片顎につき	4万1,800円
					カ 唇側弧線装置	片顎につき	3万5,200円
					キ 全帯環式矯正装置	1 回につき	9万1,300円
					ク ブラケット法	1 回につき	10万100円
					ケ 機能的顎矯正装置	1 回につき	6万3,800円
							（拡大ネジ付きの 場合は、7万2, 600円）
					コ 床矯正装置	片顎につき	4万700円
					サ 拡大床矯正装置	1 回につき	4万7,300円
					シ 顎外固定装置	1 回につき	4万700円
					ス チンキヤップ	1 回につき	3万1,900円
					セ 調節料	1 回につき	6,600円
					ソ 観察料	1 回につき	4,400円
					(11) 小児義歯	片顎につき	2万3,440円
					(12) 保険装置料		
					ア 診断料	1 回につき	8,360円
					イ 検査料	1 回につき	9,360円
					ウ バンド・ループ	1 回につき	1万3,610円
					エ クラウン・ループ	1 回につき	1万4,480円

					オ クラウン・ループ (<u>鑄造金パラ銀合金</u>)	1回につき	<u>4万4,560円</u>
					カ クラウン・ディス タル・シュー	1回につき	<u>2万440円</u>
					キ クラウン・ディス タル・シュー (金パ ラ銀合金)	1回につき	<u>5万4,750円</u>
					ク リンガルアーチ型	1回につき	<u>2万1,200円</u>
				(13)	小児定期観察料	1回につき	<u>4,620円</u>
				(14)	アタッチメント義歯	1装置につき	<u>8万8,000円</u>
				(15)	フッ素塗布	1回につき	<u>3,740円</u>
				(16)	インプラント材植立 料		
					ア 相談・診断料		
					(ア) 相談料	1回につき	<u>2,290円</u>
					(イ) 基本検査料	1回につき	<u>9,270円</u>
							(デジタル画像撮 影を含む場合は、 <u>1万370円</u>)
				(ウ)	顎骨精密検査・ 植立可否診断料		
					a 基本診察料	1回につき	<u>750円</u>
					b X線検査料		
					(a) 大判	4枚までごとにつき	<u>1万6,850円</u>
					(b) パノラマ	1枚につき	<u>5,510円</u>
					c ステント作成 調整料	1回につき	次に掲げる作成するス テントに係る歯の数の 区分に応じ、それぞれ 次に定める額
							1 6歯以下 1万1 360円 (診断用 ベアリングを含む場 合は、1万4,50 0円) に作成するス

						テントに係る歯の数を乗じて得た額 2 7 歯以上 1 0 歯以下 6 万 8, 1 6 0 円 (診断用ベアリングを含む場合は、8 万 7, 0 0 0 円) に作成するステントに係る歯の数から 6 を減じて得た数に 1 万 3, 6 7 0 円 (診断用ベアリングを含む場合は、1 万 8, 9 0 0 円) を乗じて得た額を加えて得た額 3 1 1 歯以上 1 2 万 2, 8 4 0 円 (診断用ベアリングを含む場合は、1 6 万 2, 6 0 0 円) に作成するステントに係る歯の数から 1 0 を減じて得た数に 1 万 9, 4 5 0 円 (診断用ベアリングを含む場合は、2 万 6, 7 8 0 円) を乗じて得た額を加えて得た額	
					(エ) 全身精密検査・ 診断料		
					a 心電図	1 回につき	1, 7 3 0 円
					b 血液検査料	1 回につき	1 万 3, 4 0 0 円
					イ インプラント材植立 1 次手術料		
					(ア) 基本診療料	1 回につき	7 5 0 円

					(イ) 1次手術料	1回につき	次に掲げる使用する埋 込インプラントの数の 区分に応じ、それぞれ 次に定める額
							1 1本 14万6,880円
							2 2本以上6本以下 14万6,880 円に使用する埋込イ ンプラントの数から 1を減じて得た数に 7万6,550円を 乗じて得た額を加え て得た額
							3 7本以上10本以 下 52万9,630 円に使用する埋込イ ンプラントの数か ら6を減じて得た数 に8万1,170円 を乗じて得た額を加 えて得た額
							4 11本以上 85 万4,310円に使用 する埋込インプラ ントの数から10を 減じて得た数に7万 6,550円を乗じ て得た額を加えて得 た額
					(ウ) 埋込インプラト (新規)	1本につき	7万6,550円
					ウ インプラント材 植立2次手術料		
					(ア) 基本診療料	1回につき	750円

					(イ) 2次手術料 (ウ) 治療アバットメント エ デンタル撮影料 オ 自家骨採取料 カ 口腔内洗浄料 キ 手術後観察料 ク 口腔内診断料	1回につき 1歯につき 1枚につき 1回につき 1回につき 1回につき 1回につき	2万1,380円 7,390円 700円 1万9,570円 (大型自家骨採取器を使用しない場合は、無料) 750円 750円 750円	
4 検査料					4 検査料			
(1) 短期人間ドック (1日ドック)					(1) 短期人間ドック (1日ドック)			
ア 男子	1回につき		4万7,300円		ア 男子	1回につき	4万5,100円	
イ 女子					イ 女子			
(ア) 婦人科検診あり	1回につき		5万1,150円		(ア) 婦人科検診あり	1回につき	4万8,400円	
(イ) 婦人科検診なし	1回につき		4万7,300円		(イ) 婦人科検診なし	1回につき	4万5,100円	
(2) 脳ドック	1回につき		3万3,360円		(2) 脳ドック	1回につき	3万1,420円	
(3) 肺がんドック	1回につき		2万1,560円		(3) 肺がんドック	1回につき	1万8,850円	
(4) (略)	(略)		(略)		(4) (略)	(略)	(略)	
(5) 前各号に掲げるもの以外のオプション検査	1回につき		診療報酬の算定方法により算定した項目ごとの額を合算した額に、消費税法の規定による消費税額と地方税法の規定による地方消費税額との合計額に相当する額を加算した額					
(6) (略)	(略)		(略)		(5) (略)	(略)	(略)	
5 (略)	(略)		(略)		5 (略)	(略)	(略)	
6 緊急避妊薬処方料	1回につき		9,570円 (時間外(深夜を除く。))の場合は、2,530円を、		6 避妊薬処方料			
					(1) 経口避妊薬	1月につき	3,300円	
					(2) 緊急避妊薬	1回につき	1万6,500円 (時間外(深夜を	

			休日（深夜を除く。）の場合は2, 750円を、深夜の場合は5, 280円を加算する。）			除く。）の場合は2, 510円を、休日（深夜を除く。）の場合は2, 740円を、深夜の場合は5, 270円を加算する。）
				7 パイアグラ処方料 50ミリグラム 25ミリグラム	1錠につき 1錠につき	1, 360円 1, 150円
				8 薬剤容器料 (1) 軟膏入れ ア 大 イ 中 ウ 小 (2) 投薬瓶 ア 大 イ 中 ウ 小 (3) 外用瓶 ア 大 イ 小 (4) 点眼容器	1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき 1個につき	100円 50円 30円 140円 80円 50円 160円 40円 40円
	7 死体検案料	1体につき	1万6, 500円	9 死体検案料	1体につき	1万1, 000円
	8 (略)	(略)	(略)	10 (略)	(略)	(略)
	9 死体保管料	1体1日につき	2, 350円	11 死体保管料	1体1日につき	2, 200円
	10 診断書等交付手数料 (1) 診断書 ア 普通診断書（死亡診断書を除く。） イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第4	1通につき 1通につき	1, 760円 2, 350円	12 診断書等交付手数料 (1) 診断書 ア 普通診断書（死亡診断書を除く。） イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第4	1通につき 1通につき	1, 650円 2, 200円

	5条第1項の規定による申請および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第53条第1項の申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）に必要な診断書			5条第1項の規定による申請および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第53条第1項の申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）に必要な診断書			
	ウ アおよびイ以外の診断書	1通につき	<u>3,530円</u>	ウ アおよびイ以外の診断書	1通につき	<u>3,300円</u>	
	(2) 意見書	1通につき	<u>3,530円</u>	(2) 意見書	1通につき	<u>3,300円</u>	
	(3) 証明書			(3) 証明書			
	ア 自動車損害賠償保障法に基づく損害賠償額の支払の請求に必要な証明書	1通につき	<u>2,940円</u>	ア 自動車損害賠償保障法に基づく損害賠償額の支払の請求に必要な証明書	1通につき	<u>2,750円</u>	
	イ 海外渡航に必要な予防接種に関する証明書	1通につき	<u>1,650円</u>	イ 海外渡航に必要な予防接種に関する証明書	1通につき	<u>1,550円</u>	
	ウ 軽易な事項に係る診療報酬明細証明書	1通につき	<u>580円</u>	ウ 軽易な事項に係る診療報酬明細証明書	1通につき	<u>550円</u>	
	エ アからウまでに掲げる証明書以外の証明書	1通につき	<u>1,530円</u>	エ アからウまでに掲げる証明書以外の証明書	1通につき	<u>1,430円</u>	
	<u>11</u> 診療券再交付手数料	1枚につき	<u>230円</u>	<u>13</u> 診療券再交付手数料	1枚につき	<u>220円</u>	
	<u>12</u> 洗濯料			<u>14</u> 洗濯料			

	(1) (略) (2) 衣類（単衣およびこれに準ずるもの）	(略) 1枚につき	(略) <u>160円</u>		(1) (略) (2) 衣類（単衣およびこれに準ずるもの）	(略) 1枚につき	(略) <u>150円</u>
	<u>13</u> 駐車場使用料 (1) 外来患者、見舞客その他の利用客	1台1回につき30分まで 30分を超え3時間まで 3時間を超え超過時間1時間までごとに	無料 100円 100円		<u>15</u> フィルムコピー料 (1) 半切 (2) B4 (3) 6ツ切	1枚につき 1枚につき 1枚につき	 <u>850円</u> <u>720円</u> <u>680円</u>
	(2)・(3) (略)	(略)	(略)		<u>16</u> 駐車場使用料 (1) 外来患者、見舞客その他の利用客	1台1回につき30分まで 30分を超え4時間まで 4時間を超え超過時間1時間までごとに	無料 100円 100円
	<u>14</u> (略)	(略)	(略)		(2)・(3) (略)	(略)	(略)
	<u>15</u> (略)	(略)	(略)		<u>17</u> (略)	(略)	(略)
	<u>16</u> (略)	(略)	(略)		<u>18</u> (略)	(略)	(略)
	<u>17</u> (略)	(略)	(略)		<u>19</u> (略)	(略)	(略)
					<u>20</u> (略)	(略)	(略)
	<u>18</u> 悪性腫瘍に対する陽子線治療	1件につき	<u>260万円</u> (陽子線を照射する回数が20回を超える場合は、 <u>260万円</u> にその回数が20回を超える回数5回までごとに10万円を加算した額とし、その額が <u>280万円</u> を超えるときは、 <u>280万円</u> とする。)		<u>21</u> 内視鏡下頸部良性腫瘍摘出術	1回につき	<u>10万3,600円</u>
					<u>22</u> 悪性腫瘍に対する陽子線治療	1件につき	<u>240万円</u> (陽子線を照射する回数が20回を超える場合は、 <u>240万円</u> にその回数が20回を超える回数5回までごとに10万円を加算した額とし、その額が <u>260万円</u> を超えるときは、 <u>260万円</u> とする。)
	<u>19</u> 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	片眼につき	使用する眼内レンズの価格と診療報酬の算定		<u>23</u> 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	片眼につき	<u>30万4,000円</u>

		<u>方法により算定した角 膜形状解析検査および コントラスト感度検査 の額とを合算した額に 、消費税法の規定によ る消費税額と地方税法 の規定による地方消費 税額との合計額に相当 する額を加算した額を 基準として規則で定め る額</u>			
備考 1～5 （略）			備考 1～5 （略）		

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、別表4の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

福井県立病院の使用料等の額の見直しに伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第33号議案 福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例（昭和60年福井県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係） 1 設備等			別表第1（第3条関係） 1 設備等		
区分	算定基礎	金額（単位円）	区分	算定基礎	金額（単位円）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
石こう積層造形装置	（略）	（略）	石こう積層造形装置	（略）	（略）
			<u>樹脂粉末焼結積層造形装置</u>	<u>1時間につき</u>	<u>4,130</u>
			<u>樹脂溶融3Dプリンター</u>	<u>1時間につき</u>	<u>100</u>
			<u>樹脂溶融3Dプリンターシステム</u>	<u>1時間につき</u>	<u>100</u>
金属光造形複合加工機	（略）	（略）	金属光造形複合加工機	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
X線CT装置	（略）	（略）	X線CT装置	（略）	（略）

				機械構造評価装置	1時間につき	2,740
	レーザドップラー振動計	(略)	(略)	レーザドップラー振動計	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	レリーフデータ作成システム	(略)	(略)	レリーフデータ作成システム	(略)	(略)
				高機能CAD/CAM/CAEシステム (U-Graph)	1時間につき	1,140
				高機能CAD/CAM/CAEシステム (Thinkdesign)	1時間につき	100
	高機能CAD/CAM/CAEシステム (Rhino)	(略)	(略)	高機能CAD/CAM/CAEシステム (Rhino)	(略)	(略)
				高機能CAD/CAM/CAEシステム (Solid Edge)	1時間につき	140
				高機能CAD/CAM/CAEシステム (VISIシリーズ)	1時間につき	230
				高機能CAD/CAM/CAEシステム (Virtual Gibbs)	1時間につき	110
				熱流体解析装置	1時間につき	810
	樹脂流動解析システム	(略)	(略)	樹脂流動解析システム	(略)	(略)
				電磁界解析システム	1時間につき	1,320
	構造解析システム	(略)	(略)	構造解析システム	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	耐電圧試験器	(略)	(略)	耐電圧試験器	(略)	(略)
	ファスト・トランジェント/バースト試験器	1時間につき	400			
	雷サージ試験機	(略)	(略)	雷サージ試験機	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	大動変位振動試験機	(略)	(略)	大動変位振動試験機	(略)	(略)
				振動試験機	1時間につき	4,590
	トーションバランス	(略)	(略)	トーションバランス	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	熱応力測定機	(略)	(略)	熱応力測定機	(略)	(略)

通気性試験機	1時間につき	1,500	通気度試験機	1時間につき	100
抱合力試験機	1時間につき	400	抱合力試験機	1時間につき	100
騒音振動測定装置	(略)	(略)	騒音振動測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
摩耗強さ評価試験機	(略)	(略)	摩耗強さ評価試験機	(略)	(略)
ピリングテスター	1時間につき	500			
生物顕微鏡	(略)	(略)	生物顕微鏡	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
多軸微粒子吹付成膜装置	(略)	(略)	多軸微粒子吹付成膜装置	(略)	(略)
過熱水蒸気発生装置	1時間につき	900			
簡易電解硫酸生成装置	1時間につき	600			
摩擦帯電圧測定器	(略)	(略)	摩擦帯電圧測定器	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
部分整経機	(略)	(略)	部分整経機	(略)	(略)
革新織機（レピアルーム）	(略)	(略)	細幅織物用電子部品実装装置	1時間につき	1,230
(略)	(略)	(略)	革新織機（レピアルーム）	(略)	(略)
I C タグテキスタイル製織装置	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			I C タグテキスタイル製織装置	(略)	(略)
			I C タグヤーン製造装置	1時間につき	780
			I C タグ挿入装置	1時間につき	1,220
シングル丸編機	(略)	(略)	シングル丸編機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
耐摩耗性丸編機	(略)	(略)	耐摩耗性丸編機	(略)	(略)
			起毛試験機	1時間につき	1,070
編成性試験機	(略)	(略)	編成性試験機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高齢者マネキン	(略)	(略)	高齢者マネキン	(略)	(略)
			3次元動作解析装置	1時間につき	1,310
ホットプレス機	(略)	(略)	ホットプレス機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
摩擦摩耗試験機	(略)	(略)	摩擦摩耗試験機	(略)	(略)

				<u>耐久性試験システム</u>	<u>1時間につき</u>	<u>660</u>
				<u>鋳造型評価システム</u>	<u>1時間につき</u>	<u>990</u>
機能性金属材料接合システム	(略)	(略)		機能性金属材料接合システム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
バフ機	(略)	(略)		バフ機	(略)	(略)
蛍光X線膜厚計	(略)	(略)		<u>振動式研磨装置</u>	<u>1時間につき</u>	<u>230</u>
<u>分光光度計</u>	<u>1時間につき</u>	<u>2,500</u>		蛍光X線膜厚計	(略)	(略)
段差式精密膜厚測定装置	(略)	(略)		<u>微小透過・反射率測定装置</u>	<u>1時間につき</u>	<u>2,450</u>
(略)	(略)	(略)		段差式精密膜厚測定装置	(略)	(略)
蒸気吸着装置	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
成形加工特性評価装置	(略)	(略)		蒸気吸着装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		<u>高分子機能解析装置</u>	<u>1時間につき</u>	<u>2,070</u>
極小容量混練性・押出加工特性評価試験装置	(略)	(略)		成形加工特性評価装置	(略)	(略)
<u>キャピラリーレオメーター</u>	<u>1時間につき</u>	<u>4,100</u>		(略)	(略)	(略)
ホットカットペレタイザー	(略)	(略)		極小容量混練性・押出加工特性評価試験装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		ホットカットペレタイザー	(略)	(略)
フロー式粒子像分析装置	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
<u>熱伝導率測定装置</u>	<u>1時間につき</u>	<u>1,400</u>		フロー式粒子像分析装置	(略)	(略)
粘弾性測定装置	(略)	(略)		粘弾性測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
セラミックス吸音特性評価装置	(略)	(略)		セラミックス吸音特性評価装置	(略)	(略)
<u>吸音計測解析装置</u>	<u>1時間につき</u>	<u>1,300</u>		無響音場装置	(略)	(略)
無響音場装置	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		ガス焼成炉(0.7立方メートル)	(略)	(略)
ガス焼成炉(0.7立方メートル)	(略)	(略)		<u>ガス焼成炉(2立方メートル)</u>	<u>1時間につき</u>	<u>1,610</u>
電気炉(8キロワット)	(略)	(略)		電気炉(8キロワット)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

備考 (略)
 2 施設 (略)
 別表第2 (第4条関係)

区分	金額 (単位円)
1 (略)	(略)
2 試験および測定	
(1) 化学試験	
ア (略)	(略)
イ 定量分析	
<u>ア) 簡単なもの</u>	
a 透過率・反射率測定	1 試料 1 成分につき 5, 0 0 0
b その他の簡単なもの	1 試料 1 成分につき 4, 2 1 0
(イ)～(エ) (略)	(略)
ウ (略)	(略)
(2) 表面物性試験	
ア 編織物類に係る試験	
<u>ア) (略)</u>	(略)
<u>(イ) 複雑なもの</u>	
a 通気性試験	1 試料 1 項目につき 2, 0 0 0
b ピリング試験	1 試料 1 項目につき 3, 1 0 0
c その他の複雑なもの	1 試料 1 項目につき 1, 8 7 0
(ウ) (略)	(略)
イ・ウ (略)	(略)
エ 金属材料に係る試験	
<u>ア) (略)</u>	(略)
(イ) 耐食試験	
a・b (略)	(略)
<u>c 特に複雑なもの</u>	
<u>(a) キャス試験</u>	1 件につき 1 0 試料ごとに
	4, 9 0 0
<u>(b) 塩水噴霧試験および複合サイクル試験</u>	1 件につき 1 0 試料ごとに
	6, 6 0 0
(ウ)～(オ) (略)	(略)
オ～ク (略)	(略)

備考 (略)
 2 施設 (略)
 別表第2 (第4条関係)

区分	金額 (単位円)
1 (略)	(略)
2 試験および測定	
(1) 化学試験	
ア (略)	(略)
イ 定量分析	
<u>ア) 簡単なもの</u>	1 試料 1 成分につき 4, 2 1 0
(イ)～(エ) (略)	(略)
ウ (略)	(略)
(2) 表面物性試験	
ア 編織物類に係る試験	
<u>ア) (略)</u>	(略)
<u>(イ) 複雑なもの</u>	1 試料 1 項目につき 1, 8 7 0
(ウ) (略)	(略)
イ・ウ (略)	(略)
エ 金属材料に係る試験	
<u>ア) (略)</u>	(略)
(イ) 耐食試験	
a・b (略)	(略)
<u>c 特に複雑なもの (塩水噴霧試験およびキャス試験)</u>	1 件につき 1 0 試料ごとに
	4, 9 0 0
(ウ)～(オ) (略)	(略)
オ～ク (略)	(略)

(3) 材料物性試験 ア・イ (略) (略) ウ 糸類に係る試験 (ア) 簡単なもの a (略) (略) b 燃数測定 1 試料 1 項目につき 2,700 (略) (イ) (略) (略) (ウ) 特に複雑なもの a 抱合力試験 1 試料 1 項目につき 2,900 (略) b (略) (略) c (略) (略) d (略) (略) (エ) (略) (略) エ (略) (略) オ プラスチック材料に係る試験 (ア) (略) (略) (イ) 複雑なもの a 熱特性試験 1 試料 1 項目につき 4,600 (略) b 流動性試験 1 試料 1 項目につき 7,100 (略) c (略) (略) (4) (略) (略) (5) 機械、機器等の試験 ア～カ (略) (略) キ コンピュータ利用解析 (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) ク 音響試験 (ア)・(イ) (略) (略) (ウ) 吸音解析 1 試料 1 項目につき 3,800 (略) (6)・(7) (略) (略)	(3) 材料物性試験 ア・イ (略) (略) ウ 糸類に係る試験 (ア) 簡単なもの a (略) (略) b 燃数測定 1 試料 1 項目につき 1,980 (略) (イ) (略) (略) (ウ) 特に複雑なもの a (略) (略) b (略) (略) c (略) (略) (エ) (略) (略) エ (略) (略) オ プラスチック材料に係る試験 (ア) (略) (略) (イ) 複雑なもの a 熱特性試験 1 試料 1 項目につき 4,370 (略) b 流動性試験 1 試料 1 項目につき 6,670 (略) c (略) (略) (4) (略) (略) (5) 機械、機器等の試験 ア～カ (略) (略) キ コンピュータ利用解析 (ア) (略) (略) (イ) 電磁場解析 1 試料 1 項目につき 8,210 (略) (ウ) (略) (略) ク 音響試験 (ア)・(イ) (略) (略) (6)・(7) (略) (略)
3 加工 (1) 機械加工 ア～エ (略) (略) オ 3Dプリンター加工	3 加工 (1) 機械加工 ア～エ (略) (略) オ 3Dプリンター加工

(ア)～(ウ) (略)	(略)	(ア)～(ウ) (略)	(略)
(エ) (略)	(略)	(エ) <u>樹脂溶融積層造形</u>	<u>1時間につき</u> 2, 4 4 0
(2) 繊維加工	(略)	(オ) <u>樹脂粉末焼結積層造形</u>	<u>1時間につき</u> 6, 6 8 0
ア～ケ (略)	(略)	(カ) (略)	(略)
(3)～(5) (略)	(略)	(2) 繊維加工	(略)
4～6 (略)	(略)	ア～ケ (略)	(略)
備考 (略)		<u>コ 起毛加工</u>	<u>3メートルにつき</u> 1 万 2, 7 0 0
		(3)～(5) (略)	(略)
		4～6 (略)	(略)
		備考 (略)	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

設備の整備等に伴い、使用料および手数料の額を定めたいので、この案を提出する。

第34号議案

福井県水道用水供給条例の一部改正について

福井県水道用水供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県水道用水供給条例の一部を改正する条例

福井県水道用水供給条例（昭和63年福井県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給水の申込み等） 第2条 （略） 2 （略） <u>3 管理者は、坂井地区水道について前項の規定により承認するときは、基礎水量（第5条第1号に規定する従量料金の算定に当たり使用水量から控除する水量をいう。以下同じ。）を通知するものとする。</u> <u>4 給水量の変更をしようとする水道事業者については、第1項および第2項の規定を準用する。この場合において、第1項中「毎年、2月末日」とあるのは「変更しようとする日の30日前」と読み替えるものとする。</u> （給水の原則） 第3条 （略） 2 （略）	（給水の申込み等） 第2条 （略） 2 （略） 3 給水量の変更をしようとする水道事業者については、<u>前2項</u>の規定を準用する。この場合において、第1項中「毎年、2月末日」とあるのは「変更しようとする日の30日前」と読み替えるものとする。 （給水の原則） 第3条 （略） 2 （略）

3 <u>第1項の場合において、給水の制限または停止により生じた損害に対しては、県は、その責めを負わない。</u> (料金の額) 第5条 料金は、月額とし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。 (1) <u>坂井地区水道 次に掲げる料金の合計額</u> ア <u>基本料金（あわら市においては2,749万円、坂井市においては5,196万6,000円）</u> イ <u>従量料金（当該月の使用水量から基礎水量を控除した水量に、1立方メートルにつき7,12円を乗じて得た額）</u> (2) <u>日野川地区水道 給水量にその月の日数を乗じて得た水量に、1立方メートルにつき90円を乗じて得た額</u>	(料金の額) 第5条 料金は、月額とし、その額は、<u>給水量にその月の日数を乗じて得た水量に、1立方メートルにつき坂井地区水道にあっては63円、日野川地区水道にあっては90円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。</u>
---	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

福井県水道用水供給事業の料金の額を改定したいので、この案を提出する。

第35号議案 福井県もりの学園の設置および管理に関する条例の廃止について

福井県もりの学園の設置および管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県もりの学園の設置および管理に関する条例を廃止する条例

福井県もりの学園の設置および管理に関する条例（平成10年福井県条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

施設の譲与に伴い、福井県もりの学園の設置および管理に関する条例を廃止したいので、この案を提出する。

第36号議案

福井県営住宅条例の一部改正について

福井県営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県営住宅条例の一部を改正する条例

福井県営住宅条例（平成9年福井県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（入居者の決定方法） 第7条 （略） （期限付入居） <u>第7条の2 知事は、県営住宅の存する区域およびその周辺地域の状況その他の事情を勘案し、規則で定める要件を満たす県営住宅を、第5条に定める入居資格のほか規則で定める条件を具備する者を入居の期限を限って入居させるものとして、指定することができる。</u> <u>2 前項の規定により知事が指定した県営住宅（以下「期限付県営住宅」という。）に係る前条の規定による入居者の決定（以下「期限付入居決定」という。）は、期限付県営住宅への入居期間（以下「期限付入居期間」という。）の満了によってその効力を失う。ただし、知事は、期限付入居期間の満了前において入居者から期限付県営住宅を明け渡す旨の申出があった場合は、当該期限付</u>	（入居者の決定方法） 第7条 （略）

<u>入居決定の効力を失わせることができる。</u> <u>3 知事は、期限付入居期間を、規則で定めるところにより決定する。</u> <u>4 知事は、期限付入居決定をした者に対して、規則で定めるところにより、期限付入居期間の満了時に当該期限付県営住宅を明け渡さなければならない旨を説明しなければならない。</u> <u>5 前項の規定による説明を受けた者は、規則で定めるところにより、当該説明の内容に同意する旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。</u> <u>6 知事は、前項の書面の提出がない場合は、当該者に係る期限付入居決定を取り消すことができる。</u> <u>7 知事は、期限付県営住宅の入居者に対し、その期限付入居期間の満了の1年前から6月前までの間に、規則で定めるところにより、期限付入居期間の満了により期限付入居決定が効力を失う旨を通知するものとする。</u> <u>8 知事は、期限付県営住宅の入居者に期限付入居期間の満了までに当該期限付県営住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情があると認める場合において、その者から申し出があったときは、規則で定めるところにより期限付入居期間を延長することができる。</u> <u>9 第4項、第5項および前条第3項の規定は、前項の規定による期限付入居期間の延長について準用する。</u> (入居補欠者) 第8条 (略)	(入居補欠者) 第8条 (略)
--	----------------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

子育て世帯を対象とした入居募集に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第37号議案

福井県立学校職員定数条例の一部改正について

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

福井県立学校職員定数条例（昭和 3 1 年福井県条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定数） 第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 全日制高等学校および中学校 ア 校長教諭等 <u>1, 1 5 2人</u> イ 養護教諭等 <u>2 6人</u> ウ その他職員 <u>2 7 4人</u> (2) 定時制、通信制高等学校 ア 校長教諭等 <u>1 1 7人</u> イ・ウ （略） (3) 特別支援学校 ア 校長教諭等 <u>7 1 8人</u> イ （略）	（定数） 第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 全日制高等学校および中学校 ア 校長教諭等 <u>1, 1 5 8人</u> イ 養護教諭等 <u>2 5人</u> ウ その他職員 <u>2 7 2人</u> (2) 定時制、通信制高等学校 ア 校長教諭等 <u>1 1 4人</u> イ・ウ （略） (3) 特別支援学校 ア 校長教諭等 <u>7 2 5人</u> イ （略）

ウ その他職員 2・3 (略)	<u>194人</u>	ウ その他職員 2・3 (略)	<u>204人</u>
--------------------	-------------	--------------------	-------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童、生徒数の変動等に伴い、福井県立学校職員の定数を改定したいので、この案を提出する。

第38号議案

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和 3 1 年福井県条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定数） 第 3 条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小学校 ア 校長教諭等 <u>2, 7 8 9 人</u> イ 養護教諭等 <u>1 7 7 人</u> ウ （略） エ 事務職員 <u>1 7 6 人</u> (2) 中学校 ア 校長教諭等 <u>1, 6 3 7 人</u> イ （略） ウ 栄養教諭等 <u>1 4 人</u> エ （略）	（定数） 第 3 条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小学校 ア 校長教諭等 <u>2, 7 9 7 人</u> イ 養護教諭等 <u>1 8 0 人</u> ウ （略） エ 事務職員 <u>1 8 3 人</u> (2) 中学校 ア 校長教諭等 <u>1, 6 2 2 人</u> イ （略） ウ 栄養教諭等 <u>1 5 人</u> エ （略）

2・3（略）	2・3（略）
--------	--------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童、生徒数の変動等に伴い、市町立学校県費負担教職員の定数を改定したいので、この案を提出する。

第39号議案

福井県立学校設置条例の一部改正について

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例

福井県立学校設置条例（昭和 2 8 年福井県条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
（設置）				（設置）			
第 1 条 県立の高等学校、特別支援学校および中学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。				第 1 条 県立の高等学校、特別支援学校および中学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。			
(1) 高等学校				(1) 高等学校			
名称	設置課程または設置科	位置	設置学科	名称	設置課程または設置科	位置	設置学科
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
同	定時制	大野市新庄	(略)	同	定時制	大野市新庄	(略)
福井県立勝山高等学校	全日制	勝山市昭和町 2 丁目	<u>探究</u>	福井県立勝山高等学校	全日制	勝山市昭和町 2 丁目	<u>普通</u> <u>探究</u>
福井県立鯖江高等学校	(略)	(略)	(略)	福井県立鯖江高等学校	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)・(3) (略)				(2)・(3) (略)			

附 則

この条例は、令和12年4月1日から施行する。

提 案 理 由

勝山高等学校における中高一貫教育の導入に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第40号議案

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県営住宅町屋団地、上野団地、大安寺団地、霞ヶ丘団地およびその共同施設

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

福井市下馬 3 丁目511番地

アイリス・辻広組グループ

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

福井県営住宅および共同施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第41号議案

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

- | | |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 |
| 2 契 約 の 始 期 | 令和 8 年 4 月 1 日 |
| 3 契 約 の 金 額 | 17,288,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 契約の定めるところによる。 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 住所 福井市西谷 3 丁目2201番地
氏名 斎 藤 栄 慶
資格 公認会計士 |

提 案 理 由

包括外部監査契約を締結したいので、地方自治法第252条の36第 1 項の規定により、この案を提出する。